

豊山町第5次総合計画

小さくてキラリと輝くまちづくり

～一人ひとりが輝く暮らし豊かなアーバンビレッジ～

暮らし

産業

人

令和2(2020)～11(2029)年度

一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジを目指して

本町では、これまで第4次総合計画に基づき、「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。この10年で、人口は着実に増加し、県営名古屋空港の利用者数も倍増しています。航空機関連施設も集積し、にぎわいを実感できる町となりました。今後は、一人ひとりの暮らしに一層の重点を置き、誰もがより快適で利便性の高い、安心して暮らすことのできるまちを目指していく必要があります。



第5次総合計画の策定にあたっては、住民の皆様の意見や願いをしっかりとくみ上げ、ニーズの集約に努めました。その上で、社会経済情勢の変化や本町の現況・特性も踏まえて、まちづくりの主要課題を分析し、「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を実現するための施策をまとめました。これらの施策を着実に実施し、にぎわいの維持・向上を図りつつ、住民の皆様に住みやすい、住み続けたいと思っていただけるような魅力あるまちづくりを進めてまいります。そのためには、住民・団体・企業など皆様とともに取り組んでいく必要があります。引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、ご提言を頂きました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見・ご協力をいただきました住民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

豊山町長

服部 正樹

＜目 次＞

■はじめに

第1章 序論

2

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3

第2章 計画策定の背景

4

1 社会経済情勢等	4
2 豊山町の現況と特性	7
3 住民の意識やニーズ	12
4 まちづくりの主要課題	14

■基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

18

1 まちづくりの基本理念	18
2 まちの将来像	19

第2章 まちづくりの基本目標

20

1 まちづくり重点目標	20
2 基本目標	22

第3章 まちづくりの指標

24

1 人口・世帯	24
2 まちづくり重点目標に関する指標	25

第4章 土地利用構想

26

1 土地利用の基本方針	26
2 拠点・軸の方針	27

第5章 構想の実現に向けて

28

1 持続する行政運営	28
2 計画の進行管理	28
3 協働のさらなる推進	28

■基本計画

第1章 まちづくりの重点戦略

30

第2章 分野別まちづくり計画

34

分野別まちづくり計画の見方	35
目標1 快適で活気あふれるコンパクトなまち	37
目標2 自然にも人にも優しい持続可能なまち	47
目標3 安全・安心で住みやすさを実感できるまち	55
目標4 助け合い、支え合う健康であたたかなまち	63
目標5 いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち	77
目標6 にぎわいを生み出す個性豊かなまち	91
目標7 住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち	99

■資料編

1 策定体制	112
2 S D G sについて	120
3 目標指標一覧	122
4 関連計画一覧	126

はじめに

～豊山町第5次総合計画～

第1章 序論 2

第2章 計画策定の背景 4

第1章 序論

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 22（2010）年に策定した「豊山町第4次総合計画」に基づき、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念として、町の将来像「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現を目指し、実効性のある計画的なまちづくりに取り組んできました。

この間、県営名古屋空港は、民間定期航空路線全面撤退の危機に直面し、平成 23（2011）年度には旅客数が約 32 万人にまで落ち込んだものの、平成 22（2010）年 10 月に就航したフジドリームエアラインズ（FDA）が順調に路線を拡大し、平成 30（2018）年度には県営化以降最高の 90 万人を超えるまでになりました。また、平成 23（2011）年に県営名古屋空港周辺地区は「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定され、平成 26（2014）年には国産初のジェット旅客機の完成機がロールアウト、平成 27（2015）年には初飛行に成功し、世界の注目を集めました。そして、最終組立工場が平成 28（2016）年に竣工し、平成 29（2017）年には組立てを見学できる施設もオープンしました。さらに、大型商業施設に隣接して、あいち航空ミュージアムも同時にオープンし、本町は航空機関連施設の集積する「ヒコーキのまち」として一層のにぎわいを実現しています。また、この 10 年の間、人口は着実に増加し、平成 25（2013）年に初めて 15,000 人を超え、現在は 16,000 人をうかがおうとしています。

にぎわいのあるまちづくりは一定の成果をあげたといえます。これから 10 年は、このにぎわいの維持・向上を目指すとともに、一人ひとりの暮らしに一層の重点を置き、誰もが快適で利便性の高い生活を送ることのできるまちを実現することが必要です。そのためには、本町を取り巻く変化を的確にとらえ、まちづくりの基本理念と将来像を定めた上で総合的、計画的に取り組んでいく必要があることから、「豊山町第5次総合計画」を策定します。

なお、豊山町第5次総合計画は、策定の過程はもとより策定後も将来にわたって住民と行政が共有すべき「まちづくりの指針」となるべきものであり、主に次の 4 つの視点で策定しています。

●住民参画による計画

多くの住民が参画し、住民の意見をより多く取り入れるための仕組みをつくり、住民との協働による計画づくりを行います。

●地域の特性や強みを活かした将来世代につながる誇りある計画

県営名古屋空港や名古屋市中央卸売市場北部市場の立地など本町の特徴を最大限に活かすことで、豊山らしさを感じるとともに、将来に夢や希望を持つことができる計画を目指します。

●活用される計画

総合計画は、住民の皆様との約束・町職員の目標として、実現の可能性を高め、職員が常に意識する計画とします。

●分野別計画と整合した計画

総合計画は、各分野における個別計画や施策に方向性を与える本町の最上位計画と位置付け、各分野の個別計画との整合を確保しつつ、本町のまちづくりの羅針盤となる計画とします。

2 計画の構成と期間

第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

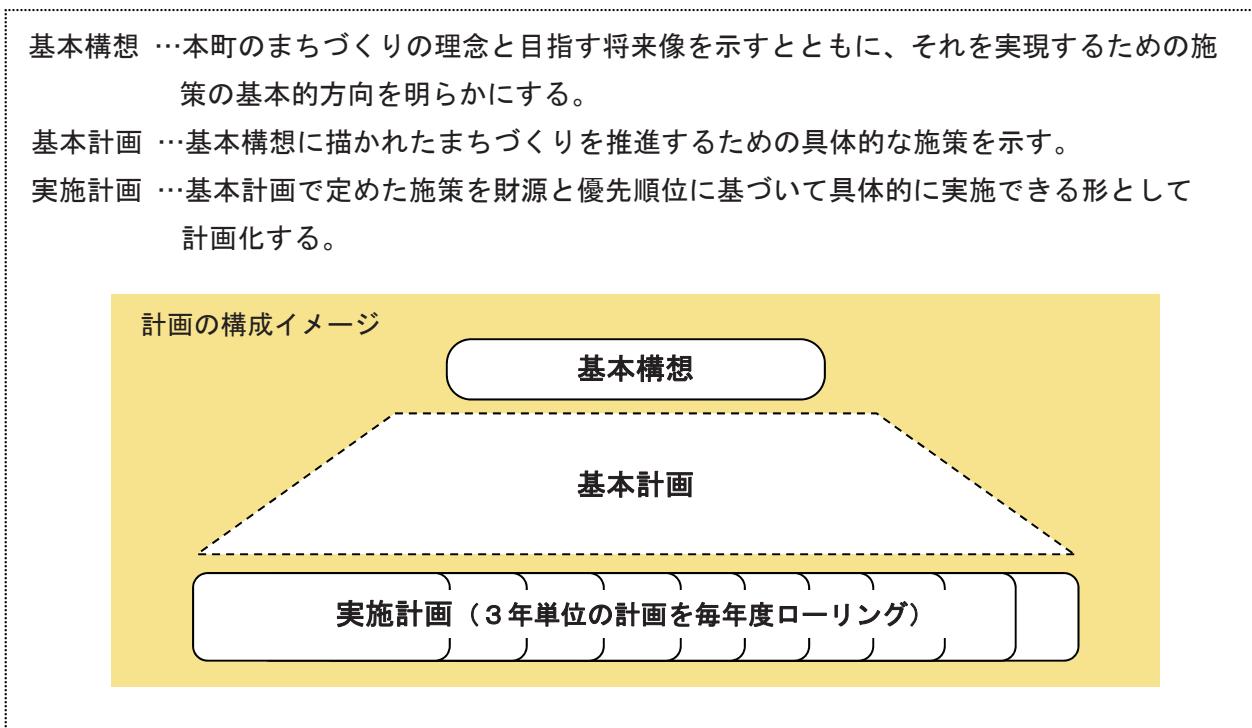
計画の期間は、基本構想は10年間、基本計画は前期と後期のそれぞれ5年間とします。実施計画は3年間として、毎年度ローリング方式※で見直しを行います。

(計画の構成)

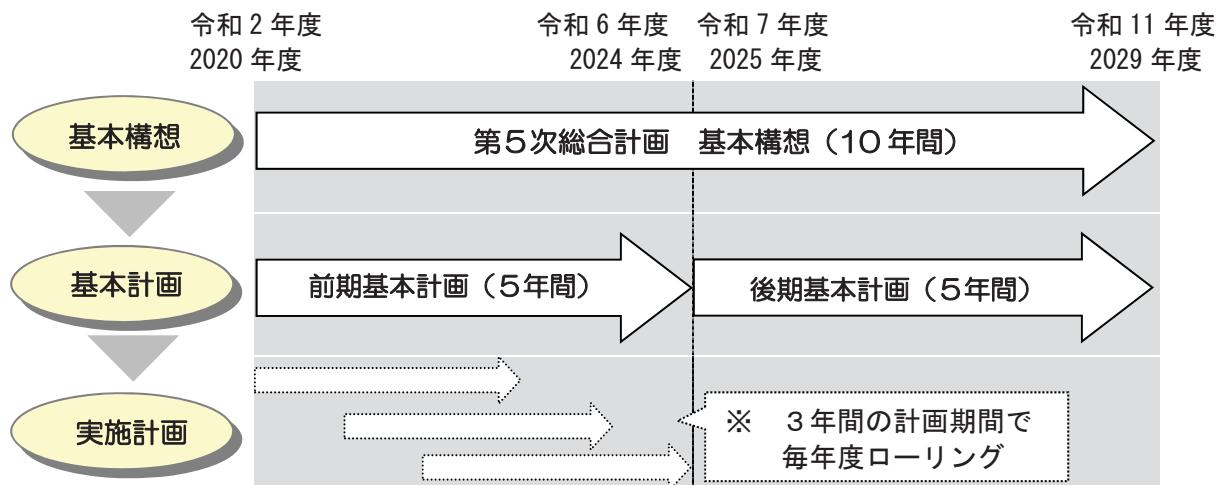
基本構想 …本町のまちづくりの理念と目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにする。

基本計画 …基本構想に描かれたまちづくりを推進するための具体的な施策を示す。

実施計画 …基本計画で定めた施策を財源と優先順位に基づいて具体的に実施できる形として計画化する。



(計画の期間)



※ローリング方式 ローリングとは、転がること、回転するという意味で、実施計画と基本計画のズレを埋めるために、施策や事業の見直しや部分的な修正を転がすように定期的に行っていく手法のこと。



第2章 計画策定の背景

豊山町を取り巻く社会経済情勢等と豊山町の現況・特性、住民の意識やニーズから、これからまちづくりにおいて解決していくべき主要課題を整理します。

1 社会経済情勢等

(1) 年齢構成の変化

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は今後長期的な減少とともに、年齢構成も大きく変化していきます。特に、平成 27（2015）年に 26.6%だった老人人口（65 歳以上）は、2036 年には 33.3%となり、国民の 3 人に 1 人が高齢者となります。さらに 2065 年には 38.4%となることが見込まれています。その一方、全国的には、出生数の長期的減少を背景に、平成 27（2015）年に 12.5%だった年少人口（0～14 歳）は、2031 年には 10.0%台に低下し、2065 年には 10.2%になると予想されています。

(2) 地球環境問題の深刻化

化石燃料の大量消費などを伴う人間活動により、二酸化炭素等の温室効果ガスは過去 80 万年で前例がないほど増加しており、20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化※は、既に疑う余地はないものと確認されています。生物の生息域の変化、農作物への影響などがみられ、猛暑や豪雨などの極端な気候現象を生じています。

(3) 大規模災害等への備え

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、施設整備中心の防災のみでは、住民の生命や財産、社会経済活動を守ることが困難であることが明らかになりました。その後も、平成 28（2016）年の熊本地震、平成 30（2018）年の北海道胆振東部地震など、甚大な被害をもたらす大規模地震が頻発しています。

地球温暖化の影響とみられる異常気象、災害が激甚化していく中で、人々の防災意識もさらに高まっていると考えられます。

あらゆる災害リスクに対応できるような行政機能や地域の防災力向上とあわせて、被害を最小限に食い止める「減災」への対応が求められています。

※地球温暖化 石油や石炭など化石燃料の燃焼や森林の減少などによって、二酸化炭素など温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇すること。生物の生息環境の激変や海面の上昇、農業や都市への影響が危惧される。

(4) 経済・交流のグローバル化の進展

グローバル化の一層の進展により、経済活動をはじめ、外国人観光客の増大といった様々な国際交流の機会が拡大しています。

その一方、東アジア各地域の急速な経済成長の影響なども受け、経済活動における国際間・地域間の競争は激しさを増しています。

(5) I C T*、A I*などの技術革新

21世紀に入り情報通信技術（I C T）の進化は目覚ましく、身近な地域社会においても実感できます。スマートフォンが普及し、電子マネーなどが日常化しただけでなく、インターネットで人とモノがつながる I o T*化が進みつつあります。また、A I の進化も含めたデジタル化の進んだ社会像「Society5.0*」は、社会的課題の解決や新たな価値の創造をもたらす可能性が指摘されています。

(6) 公共建築物・インフラ*などの老朽化

日本のインフラ（社会資本）整備は、1960年代の高度成長期に一斉に始まりました。それから半世紀を経た現在、道路・橋・上下水道などの産業基盤や、学校・公園などの生活基盤の老朽化が進んでいます。今後、10年、20年と経過していく中で、様々なインフラの老朽化が進むものと見込まれています。

(7) 多様な参画と協働意識の高まり

就労機会を求めて来日する外国人住民の増加など、住民構成、住民意識やニーズの多様化も進んでいます。また、女性や定年退職後の高齢者といった層が、新たな経済・社会活動の担い手として注目されています。

医療や福祉、社会教育、まちづくりなどの様々な分野においてボランティア活動やN P O活動による住民参画が積極的に行われ、成果を出しています。

* I C T Information and Communication Technology の頭文字を取ったもので、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

* A I Artificial Intelligence の頭文字を取ったもので、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わって行うコンピュータプログラムをつくる科学と技術

* I o T Internet of Things の頭文字を取ったもので、あらゆるモノがインターネットにつながり、高度な制御や新たなサービスを実現するための技術。

* Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

* インフラ インフラストラクチャー（Infrastructure）の略語で、産業や生活の基盤となる施設のこと。電力などのエネルギー産業、道路・港湾などの輸送施設、電信・電話などの通信施設、都市計画における公園、上下水道、河川などの都市施設を指す。



(8) 地方行政の新たな展開

地方自治体では、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、自主的で自立した政策の立案・推進体制の構築が急務となっています。第1次から第9次までの地方分権一括法により、国から地方公共団体、都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等が進められています。また、地方制度に全般的な検討を加える地方制度調査会の答申では、三大都市圏における市町村間においては水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用と指摘しています。

平成27(2015)年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。令和12(2030)年までに先進国を含めすべての国の取り組むべき目標として、SDGs^{*}(持続可能な開発目標)が示されています。日本でも、平成28(2016)年5月に「SDGs推進本部」が発足し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されました。

(9) リニア開通によるインパクト

経済・交流のグローバル化や地域間競争が激しさを増す中、令和9(2027)年の東京・名古屋間の開業を目指したリニア中央新幹線^{**}の整備が進められています。リニア中央新幹線の整備により、東京・名古屋間の所要時間は約40分となり、首都圏の都市と同程度の所要時間で東京から名古屋を訪れることが可能となります。地域が強みを持つ産業分野の活性化が見込まれる一方、都市圏が優位な分野では地域外への流出というストロー現象^{***}も懸念されています。また、航空機より天候に左右されにくく大量に輸送できることから、航空業界へも少なからず影響を与えることが予想されます。

*SDGs Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

**リニア中央新幹線 東京都から大阪市に至る新幹線の整備計画路線。高速輸送を目的としており、直線的なルートでは最高設計速度505km/hの高速走行が可能な超電導磁気浮上式リニアモーターカーにより運行される。首都圏と中京圏を結ぶ区間において2027年の先行開業を目指しており、東京・名古屋間を最速で40分で結ぶ予定。

***ストロー現象 大都市と地方都市間の交通網が整備され便利になると、地方の人口や資本が大都市に吸い寄せられることが。

2 豊山町の現況と特性

(1) 位置・面積

本町は、名古屋市中心部から北へ約 10 km、濃尾平野のほぼ中央に位置しています。南は名古屋市北区、東は県営名古屋空港を隔てて春日井市に接し、北は小牧市、西は北名古屋市にそれぞれ接しており、南北約 3.2 km、東西約 2.7 km、総面積は 6.18 km²となっています。

愛知県内市町村最小面積ながら、県営名古屋空港が立地しています。総面積の約 3 分の 1 に相当する 1.8 km²が県営名古屋空港となっています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市に近接し、都市と自然が適度に共存 ○ 県内で最も小さいコンパクトにまとめた町域 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 県内で最も狭い限られた町域

(2) 土地利用・都市基盤

町域は起伏の少ない平野地となっています。平成 30 (2018) 年時点では、田と畑を合わせた農地が 1 割、宅地が 3 割で、5 割弱が空港・道路などの公共用地となっています。近年は、農地や低未利用地の宅地化が進み、住宅用地が増加傾向となる一方で、農地は減少しています。

町の全域が名古屋都市計画区域に含まれ、町域の 6 割が市街化区域※、残りが市街化調整区域となっています。市街化区域の全域が用途地域に指定され、その内訳は、住居系が 7 割、工業系・商業系が 3 割となっています。

町内に県営名古屋空港が立地し、国内各地と航路で結ばれています。また、名古屋市と東名・名神高速道路の小牧インターチェンジをつなぐ名古屋高速道路、国道 41 号をはじめ、広域的な幹線道路網が充実しています。一方、生活道路や公園緑地など身近な生活基盤の整備の遅れや老朽化の進行、人口や町内従業者の増加に伴う交通渋滞の発生、街並みの魅力の不足などが指摘されています。

町内に鉄道駅はなく、バス交通が住民の日常生活の移動を支える公共交通網を形成しており、とよやまタウンバスや民間バスが町内外の主要なアクセス手段となっています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 起伏の少ない平坦な土地 ○ 県営名古屋空港の立地、国内都市への就航 ○ 名古屋高速道路など広域幹線道路網の充実 ○ タウンバスなど町内外のアクセスとなるバス路線 ○ 都市公園・児童遊園等の身近な緑地空間 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 鉄道がない ▽ 生活道路の整備不足、幹線道路の渋滞発生 ▽ 都市公園の不足、公園緑地の整備の遅れ ▽ 街並みの魅力の不足 ▽ 都市基盤施設の老朽化

※市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域で、既に市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(3) 生活環境

本町では、コンパクトにまとまった町域の中に、総合福祉センターや社会教育センター、保健センター、豊山グランドなど、住民の福祉や生涯学習活動、スポーツ活動を支える各種施設が充実しています。しかし、その一方で、各種施設が点在しており、まちの中心となる拠点がないといった指摘もされています。

生活環境としては、県営名古屋空港周辺などに航空宇宙関連産業が集積しているものの、有害廃液、ばい煙を排出する大きな工場は立地していないため、深刻な公害への心配は少なくなっています。一方、広域幹線道路が町域を縦断し、県営名古屋空港や名古屋市中央卸売市場北部市場、大規模商業施設など集客・交流の多い施設の立地もあり、通過交通等による騒音、交通事故、渋滞、犯罪やごみの不法投棄などへの不安も生じています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民生活を支える各種施設の充実 ○ 公害への不安が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 町の中心となる拠点がない ▽ 空港・幹線道路による騒音等への不安 ▽ 犯罪や交通事故の発生に対する不安 ▽ ごみ排出量が多く、リサイクル率が低い

(4) 産業

本町は、国産ジェット旅客機の生産等、空港の立地を活かした産業が活発です。

工業統計調査によると、平成 29 (2017) 年時点の製造品出荷額等は 1,436 億円となっています。平成 16 (2004) 年から平成 25 (2013) 年までの区分類別の製造品出荷額等をみると、一定して食料品製造業が最も多く、近年では金属製品製造業も順位を上げています。

商業統計調査によると、平成 26 (2014) 年時点の卸売業の年間販売額は 2,120 億円、小売業の年間販売額は 257 億円となっています。平成 6 (1994) 年と比べると、卸売業の年間販売額は約 5 割にまで減少しています。小売業の年間販売額も減少が続いているものの、平成 19 (2007) 年からは増加に転じています。

農林業センサスによると、平成 27 (2015) 年時点の農家数は 57 戸、農家の 8 割以上が兼業農家となっています。平成 17 (2005) 年と比較すると、農家数と経営耕地面積とともに 5 割程度にまで減少しています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営名古屋空港と航空宇宙関連産業の立地 ○ アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の指定 ○ 名古屋市中央卸売市場北部市場と関連企業の立地 ○ 大規模商業施設の立地 ○ あいち航空ミュージアム、国産ジェット旅客機最終組立工場見学施設などの立地 ○ イチロー元選手の出身地 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 地場の商工業の低迷 ▽ 農業が低調 ▽ 特產品が少ない

(5) 保健・福祉

本町は、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中にあっても、依然として人口は微増が続き、若い世代も比較的多いことから、出生率や年少人口割合が比較的高くなっています。しかし、その一方で、保育園や小学校の施設の老朽化、保育のさらなる充実、児童館の有効活用など子育て支援施策に対する課題も顕在化しています。

少子高齢化が進行する中で人生100年時代とも言われるようになり、住民の健康づくりや高齢期の暮らし方に対する意識も高まっています。本町では、少子高齢化の進行が比較的緩やかであることを背景に、住民一人当たりの医療費も県内では低い水準となっています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 出生率が高く、少子高齢化の進行が緩やか ○ 保育・子育て支援施策の充実 ○ 健康づくりへの意識や満足度が高い ○ 子ども食堂など民間での取組 ○ 医療費は県下でも低水準 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 家庭・地域の保育力の低下 ▽ 保育士確保の問題 ▽ 児童館・児童センターの有効利用 ▽ 健診受診率が低い ▽ 障がい福祉サービス給付費の増加

(6) 教育・文化

本町には、3つの小学校と1つの中学校が立地しています。学校教育では、4つの学校が相互に連携・情報共有しながら、ALT*やスクールカウンセラー*の活用なども含めてきめ細かな教育の実践に向けた取組や、地域と連携した学校づくりを進めています。今後は、新たな教育に対応した教育環境の整備を進めていくことが求められています。施設面では、校舎の耐震補強は完了しているものの、建物や設備の老朽化への対応が求められています。

学校給食に関しては、社会的に食の安全への意識が高まる中、愛知県学校給食会とともに一部の食材についてトレーサビリティ*の観点から食の安全確保に向けた取組を行っていますが、アレルギーを持った児童生徒が増加傾向にあり、新たな食物アレルギー対応が求められています。

町では「生涯学習のまちづくり基本構想」に基づく取組を積極的に進めており、住民の学習活動や芸術文化活動は活発化しています。一方で、生涯学習や文化に関する担い手や指導者の不足も指摘されています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 校舎建物の耐震補強整備 ○ 地域全体での学校支援の取組 ○ ALT・スクールカウンセラー等の活用 ○ 生涯学習のまちづくり基本構想に基づく取組 ○ 学校給食の食の安全確保に向けた取組 ○ 住民の文化芸術意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 学校施設の老朽化対策の必要性 ▽ ICT教育など新たな教育への対応の必要性 ▽ 生涯学習・文化に関する担い手・指導者の不足

*ALT Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。

*スクールカウンセラー 心の問題に対応するため学校に配置される専門家。いじめや不登校など様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。

*トレーサビリティ 追跡することであり、食品に関しては、生産、処理・加工、流通・販売等の段階で、仕入先や販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、情報を追跡し、きかのぼることができるこ

(7) 行財政

本町は、人口・面積ともに小規模な自治体であり、住民と行政の距離が近く、住民の顔が見えるコンパクトな行政規模であることは本町の大きな強みとなっています。住民ニーズは多様化、専門化しているため、今後も住民サービスの低下を招かないように、適正な行財政サービスの提供が求められています。また、近隣市町との広域行政の取組、災害時相互応援協定、海外都市との交流等の取組も行われており、町単独での取組と合わせて、効率的な行政運営が求められます。

普通会計における歳入の決算額は、平成 24 (2012) 年度以降増加が続き、平成 29 (2017) 年度では約 67 億円となっています。歳入の半分以上を地方税が占めており、その額は増加傾向にあります。歳出の決算額は、平成 25 (2013) 年度以降増加が続いており、平成 29 (2017) 年度には約 65 億円となっています。歳出では民生費や総務費の占める割合が大きくなっているほか、教育費が増加傾向にあります。

地方税収入は比較的安定しているものの、財政力指数※は、平成 21 (2009) 年度の 1.31 をピークに減少を続け、平成 25 (2013) 年度には 1.00 まで下がりましたが、その後は再び増加に転じています。今後は一層の財政基盤の充実が課題となります。

豊山町の強み	豊山町の弱み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の顔が見えるコンパクトな行政規模 ○ 様々な広域行政の取組 ○ 財政水準は比較的良好 ○ CATVへ多くの世帯が加入、町独自チャンネルがある 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 限られた職員数や急激な若年化 ▽ 行政情報の発信力の不足 ▽ 公共施設の老朽対策等による財政負担増大の懸念 ▽ ふるさと納税※の一層の活用

(8) 人口・地域コミュニティ

1) 総人口・世帯数の推移

住民基本台帳によると、令和元 (2019) 年 7 月 1 日時点の人口は 15,741 人、世帯数は 6,712 世帯となっています。大規模事業所の誘致や名古屋空港開港、その後の高度経済成長により昭和 30 年代後半から急激に増加しました。昭和 51 (1976) 年に 13,000 人を突破して以降、長く横ばいが続きましたが、平成 18 (2006) 年頃から増加傾向が顕著になっています。長期見通しを推計すると、人口は今後も増加を続け、令和 11 (2029) 年に 16,371 人となることを想定しています。

世帯数も、昭和 30 年代後半から急激に増加し、昭和 50 年代から横ばいが続きました。平成 2 (1990) 年頃から増加傾向が続いています。今後も増加を続け、令和 11 (2029) 年に 8,059 世帯となることを想定しています。平均世帯人員は減少し続け、令和 11 (2029) 年には 2.03 人と想定しています。

※財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指標。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は普通地方交付税の交付を受けない。

※ふるさと納税 自分が応援したいと思う自治体を選び、そこに寄附ができる公的な仕組みのこと。寄附をすると、寄附したお金が地域貢献に役立つか、寄附した人が地域の特産品や名産品をお礼の品として受け取ったり、税金の控除を受けられたりする。

2) 年齢別人口の推移

平成 27（2015）年 10 月 1 日時点の年少人口は 2,210 人（16.0%）、生産年齢人口は 9,342 人（61.6%）、老人人口は 3,332 人（22.0%）です。構成比でみると、平成 17（2005）年 10 月 1 日時点（年少人口 15.2%、生産年齢人口 69.5%、老人人口 15.3%）と比較すると、年少人口は増加している一方で、生産年齢人口は減少しています。また、老人人口の割合は増加しており、平成 27（2015）年では「超高齢社会」と呼ばれる 21%を超えていきます。

第 5 次総合計画期間における年齢別人口について推計すると、15 歳未満人口割合が微減、15 歳以上 65 歳未満の人口割合が微増、65 歳以上人口割合はほぼ横ばいで推移すると推計されます。令和 11（2029）年には 50 代の人口が最も多くなり、第 5 次総合計画期間後に 65 歳以上の人口割合が上昇していくと想定されます。

3) 人口動態

自然動態は、ここ 10 年間は出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いています。社会動態は、概ね転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いているが、平成 22（2010）年度は事業所の撤退により大幅な社会減となっています。一方で、事業所の進出が相次ぎ平成 23（2011）年度から平成 24（2012）年度は、大幅な社会増となっています。

4) 地域コミュニティ

町民体育大会やとよやま D E ないと※など地域での行事や交流が活発で連帯意識が高いことが強みとなっています。一方、町外からの転入者も多く、地域によっては新旧住民の融和が円滑に行われにくいなど、地域の排他性・閉鎖性が指摘されることもあります。

住民や企業がまちづくりへの参画や協働の必要性を認識し、町政に関心を持つようになっています。一方、ボランティアや住民活動については、まだ活動の輪が多くの住民に広がりを見せていないことや、中心的な役割を担う人材の不足なども指摘されています。

豊山町の強み	豊山町の弱み
○ 人口の増加、転入人口の増大	▽ 地区別人口格差の拡大
○ 出生率が高く、少子高齢化の進行が緩やか	▽ 新旧住民の混在、排他的・閉鎖的なところがある
○ 地域の交流や行事が活発で連帯意識が高い	▽ 自治会加入率の低下、住民団体活動・自治会活動を担う人材不足
○ 住民や企業のまちづくり意識が高い	▽ N P O が少ない
○ 住民団体やボランティアの活動の拡大	▽ 住民の行政依存傾向が強い

*とよやま D E ないと 毎年開催される豊山町の夏祭り。

3 住民の意識やニーズ 町民意向調査（平成 30 年度）

（1）豊山町の住みやすさや居住継続意向

町の住みやすさについては「住みやすい」が 23.0%、「まあまあ住みやすい」が 61.4%、あわせて 84.4% となっています。前回調査からはやや低下しています。

最近の生活環境の変化については、「以前よりも住みやすくなった」が 19.5% で、こちらも前回調査からはやや低下しています。今後の居住意向については、60.2% が「住み続けたい」としています。前回調査からは 4.2 ポイント減少しています。町外に移りたいとする理由のトップは「交通の便が良くない」となっています。

平成 20（2008）年から平成 25（2013）年で上昇していた、住みやすさの評価や居住継続意向が、平成 25（2013）年から平成 30（2018）年では低下しています。



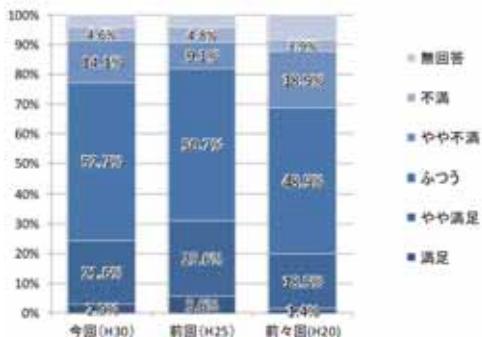
（2）町政全般（まちづくり）に対する満足度

町政全般（まちづくり）に対する満足度では、「満足」が 2.9%、「やや満足」が 21.6%、あわせて 24.5% が満足と回答しています。前回調査と比べると 6.7 ポイント低下しています。

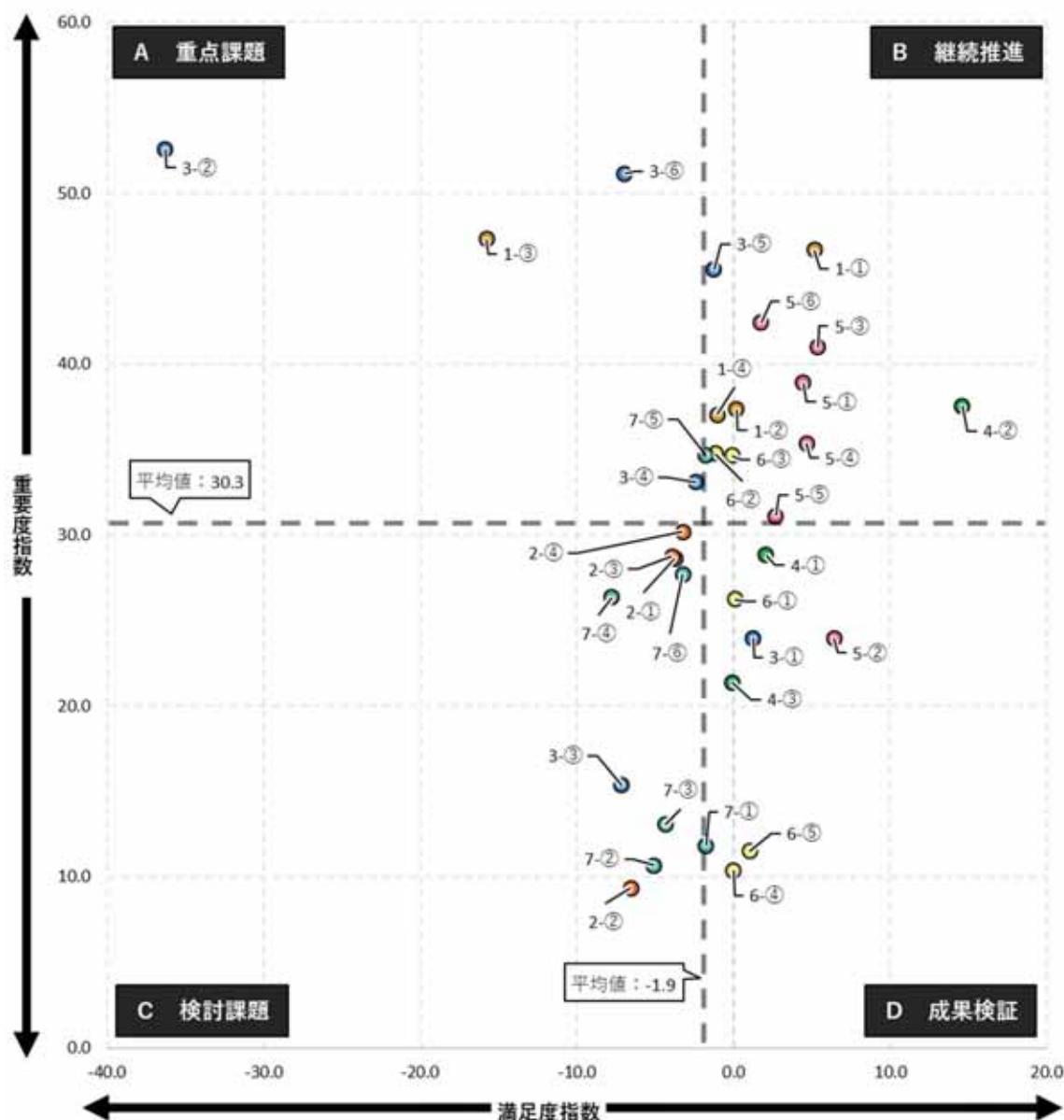
第 4 次後期計画の各施策分野の 34 項目ごとの評価では、「満足度」が高かったのは、「ごみの減量化、再資源化」、「適切な土地の使い方」など、「不満足度」が大きかったのは、「利便性の高い公共交通」、「安全で快適に利用できる道づくり」などとなっています。

また、重要度指数が高く満足度指数が低い「A 重点課題」に該当し、重点的な対応が望まれると想定される施策として、「利便性の高い公共交通」、「安全で快適に利用できる道づくり」、「美しい環境衛生の維持・保全」、「防犯・交通安全体制の強化・意識の高揚」の 4 施策があげられます。

【町政全般（まちづくり）の満足度】



第4次後期基本計画の施策評価（満足度×重要度）



※ 各施策の「満足度」と「重要度」のそれぞれを5段階で評価していただき、平均値として算出したものです。
最大値が+100、最小値が-100となります。

1-①	適切な土地の使い方	5-①	地域の医療体制の充実・健康づくり
1-②	公園・緑地の維持管理や緑の道づくり	5-②	地域の福祉活動
1-③	安全で快適に利用できる道づくり	5-③	安心して子どもを産み育てられるまちづくり
1-④	上水道と下水道の維持・管理と整備	5-④	高齢期の生活支援
2-①	商工業の振興・新しい産業の誘致	5-⑤	障がい者の生活支援や環境の整備
2-②	農業の振興	5-⑥	時代に見合った社会保障制度の充実
2-③	観光の振興・町の魅力の発信	6-①	生涯学習のための環境づくり
2-④	安定した雇用の確保や勤労者福祉	6-②	家庭や地域の教育力向上
3-①	良好な住宅と住環境の整備	6-③	地域とも連携した学校教育
3-②	利便性の高い公共交通	6-④	文化財の保護と活用
3-③	良好な街並み景観づくり	6-⑤	芸術・文化活動
3-④	美しい環境衛生の維持・保全	7-①	多様な人と組織が関わり、ともにつくる地域社会
3-⑤	防災体制の強化・意識の高揚	7-②	自治会・コミュニティ活動
3-⑥	防犯・交通安全体制の強化・意識の高揚	7-③	国際交流の推進
4-①	自然環境の保全	7-④	効率的で適正な行政運営
4-②	ごみの減量化・再資源化	7-⑤	安定した財源確保と健全な財政運営
4-③	省エネルギーの普及	7-⑥	近隣市町をはじめとした広報連携の強化

4 まちづくりの主要課題

(1) 都市基盤

空港を活かしたまちづくりを継続し、町のにぎわいや活力を維持しつつ、住民の住みやすさに関する評価や居住継続意向の低下傾向をふまえ、生活を支える道路・公園・下水道等の都市基盤施設の充実を図り、良好な住環境を形成していくことが必要です。

課題1 空港・北部市場を活かしたまちづくり

課題2 新たな公園・緑地・散策路の整備

課題3 安全で快適に利用できる道づくり

課題4 下水道の普及促進

(2) 環境

住みよい快適な街を実現していくために、身近な生活環境の美化や良好な景観形成に努めるとともに、地球規模での環境問題が深刻化する中、省資源・省エネルギーの観点から環境に配慮したまちづくりを実践していくことが必要です。

課題1 環境衛生の維持保全

課題2 家庭ごみの減量化、リサイクルの促進

課題3 省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及

(3) 安全・安心

日常生活の様々な面で安心・安全の確保が強く求められている中、防災・減災対策を強化し、災害への備えを整えるとともに、日常生活においても防犯・交通安全対策を強化するなど、住民の安全・安心を確保していくことが必要です。

課題1 公共交通の利便向上

課題2 大規模災害への備え

課題3 地域の防災力の強化

課題4 治水対策の強化

課題5 避難施設空白地域の解消

課題6 防犯・交通安全対策の強化・意識の高揚

(4) 福祉・健康

子育て世代の転入などにより人口増加が続いている状況をふまえつつ、人生100年時代といった社会動向にも柔軟に対応しながら、子育て支援策の強化などにより安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが求められます。また、あらゆる世代に対する健康づくりや福祉・医療の充実などにより、生涯にわたって自分らしい、豊かな未来を描くことができるまちづくりを進めていくことが必要です。

- 課題1 待機児童の発生防止
- 課題2 地域での見守り・子育て支援の強化
- 課題3 介護の負担軽減、介護予防の推進
- 課題4 認知症対策
- 課題5 社会保障費の増加への対応
- 課題6 あらゆる世代の健康づくり

(5) 教育・文化

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、学校教育のさらなる充実が求められます。また、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて心豊かな暮らしを実現できるように、文化・スポーツ活動などにも気軽に取り組むことのできる環境づくりが必要です。

- 課題1 学校教育環境の充実
- 課題2 いじめ、不登校への対応
- 課題3 学校給食提供体制の充実
- 課題4 学校における働き方改革
- 課題5 文化・芸術活動を発表する機会の拡充
- 課題6 スポーツ活動の充実

(6) 産業

高速道路や国道、主要幹線道路に囲まれ、広域交通アクセスに優れた本町の立地特性を活かした新たな産業の立地・集積を促進するとともに、航空宇宙産業をはじめ、様々な商工業や観光、農業などの地域産業の強化・育成を進めていくことが必要です。

- 課題1 新たな企業誘致・産業集積
- 課題2 観光・交流の推進
- 課題3 町内商工業事業者の育成
- 課題4 農地・農家の減少への対応

(7) 協働・行財政

空港の県営化以降、町外からの転入人口の増加が続いていることから、今後は転入者の地域への融和や定着化を促しながら地域コミュニティの強化を図ることが必要です。住民の、まちづくり・地域づくりへの参加意欲を喚起し、多様な担い手を確保することが求められます。また、効率的、効果的な行政サービスの実施や公共施設の適切な維持・管理、周辺自治体との連携強化などに留意するとともに、安定的な財源確保に努め、持続可能な町政運営を実現していくことが必要です。

- 課題1 協働意識の向上
- 課題2 自治会の活性化
- 課題3 多様な人材の活躍推進
- 課題4 外国人住民との共生
- 課題5 適正な行財政運営
- 課題6 S D G s をふまえた施策実施
- 課題7 インフラ・公共施設の老朽化対策
- 課題8 安定的な財源の確保

基本構想

～豊山町第5次総合計画～

第1章	まちづくりの基本理念と将来像	18
第2章	まちづくりの基本目標	20
第3章	まちづくりの指標	24
第4章	土地利用構想	26
第5章	構想の実現に向けて	28



第1章 まちづくりの基本理念と将来像

平成22（2010）年に策定した「豊山町第4次総合計画」では、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念とし、町の将来像「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現を目指してまちづくりに取り組んできました。計画期間の初期には民間定期航空路線全面撤退の危機にさえ直面した県営名古屋空港の旅客数は90万人を超える、空港周辺地区には国産初のジェット旅客機の最終組立工場が完成、見学施設も整備されました。あいち航空ミュージアムもオープンし、本町は航空機関連施設の集積する「ヒコーキのまち」として輝き、にぎわいを実現しています。

次の10年においても、「小さくてキラリと輝くまち」であり続けられるよう基本理念は堅持しつつ、にぎわいの維持・向上を目指すとともに、一人ひとりの暮らしに一層の重点を置き、誰もが快適で利便性の高い生活を送ることのできるまちを目指します。計画期間中の令和4（2022）年には町制50周年の節目を迎えます。これまでの50年を振り返りつつ、次の50年も豊山町が輝き続けられるよう、これまでの取組を一層、発展・深化させる10年とするため、基本理念と将来像を定めます。

1 まちづくりの基本理念

小さくて キラリ と輝くまちづくり

本町は、県内で最も面積の小さな自治体です。また、財政規模もけっして大きくありません。

しかし、この小さな町の中には、穏やかに暮らすことのできる住宅地や生活関連施設などがコンパクトにまとまった豊かな生活空間が広がっています。また、地域の行事や活動などを通じて、住民同士、住民と行政がお互いに顔の見える関係をつくりやすく、地域の密接なつながりも育まれています。

そして、県営名古屋空港や名古屋市中央卸売市場北部市場という特徴的な施設が立地しています。空港周辺には、国産初のジェット旅客機の最終組立工場があり、我が国の航空機産業の中核として重要な役割を担っています。

こうした‘小さい町’の特徴や利点を活かしながら、本町ならではの魅力、特徴にさらなる磨きをかけ、住民と行政、住民と住民、それぞれが交流、協働することによって、誰にとっても住んでいることが心地よく感じられ、住民一人ひとりが輝いていられるまちづくりを進めていく必要があります。

こうしたまちづくりを実現していくために、住民が‘誇り’を持てる町、「豊かさ」を実感できる町、小さいからこそキラリと光ることのできる「小さくてキラリと輝く町」を築き上げていくことをまちづくりの基本理念とします。

2 まちの将来像

一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ

平成 22（2010）年に策定した第4次総合計画では、まちの将来像を「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」とし、まちづくりを推進してきました。

都市の利便さを持つつも、大きな空が広がり緑も残る穏やかな環境の中、この 10 年で、町の人口は着実に増加しています。県営名古屋空港の利用者数も倍増し、あいち航空ミュージアムといった新たな集客施設も完成し、にぎわいを実感できる町となりました。

第5次総合計画では、これまでの取組を発展・深化させ、住民一人ひとりが健康で安心して暮らし、生涯を通じて生きがいを持って一層いきいきと活躍できるまち「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を目指します。

アーバンビレッジ（urban village）とは

都市の中に、ビレッジ（村、集落）の視点を取り込み、生活に密着した街区をつくり、環境への配慮、職住近接などにより、様々な人が共生する持続可能なコミュニティを形成する都市づくりの考え方を指し、1992 年にイギリスで示されたものです。

本計画では、この考え方を参考にしつつ、新たな意味を付加し、都市的な要素と、ビレッジ（村、集落）の要素が、適度に共存・融合した、豊かな暮らしを支えるまちの姿を“アーバンビレッジ”と表現しています。



第2章 まちづくりの基本目標

本町が目指すまちの将来像の実現に向けて、町全体で重点的に実現を目指す3つのまちづくり重点目標と、各分野で実現を目指す7つの分野別まちづくり目標を設定します。

1 まちづくり重点目標

「人」がキラリと輝くまち

住民も来訪者も、本町で過ごすすべての人が、様々なふれあいや交流を通じて、それぞれの個性が輝きいきいきと過ごすことができ、次代を担う子どもたちの笑顔がいつも輝いているまちを目指します。

- 性別や年齢、国籍、障がいの有無、居住年数などにかかわらず、すべての住民が町に誇りと愛着を持ち、家族や地域の人たちとの交流や絆を深め、いきいきと心豊かに暮らしています。
- 安心して子どもを産み、育てられる子育てしやすい環境が整い、子どもたちが基礎学力を身につけながら心豊かに健やかに育ち、町に子どもたちの元気な声と笑顔があふれています。
- 空港周辺の交流・集客施設には、町内外から多くの人が集い、老若男女を問わず、ふれあいや交流を通じて、いきいきと楽しい時間を過ごしています。



「暮らし」がキラリと輝くまち

やすらぎを感じ、穏やかに過ごすことのできる環境を残しつつ、誰もが快適で利便性の高い暮らしを送ることのできるまちを目指します。



- 穏やかに暮らすことのできる環境を残しつつ、身近な生活圏での利便性が向上し、快適に心地よく暮らすことのできる良好な住環境が保たれています。
- 徒歩や自転車での移動空間が整備され、公共交通の利便性も一層向上し、自動車に頼らなくとも、誰もが安心して町内を散策したり、町外へも出かけられる交通環境が整っています。
- 町内や近隣都市の施設が利用しやすく、様々な情報も入手しやすくなり、町内での生活利便性が一層高まっています。

「産業」がキラリと輝くまち

県営名古屋空港や名古屋市中央卸売市場北部市場、航空関連企業などを中心として魅力ある産業が集積し、経済活動が活発に行われ、安定した持続可能な町財政が確立されているまちを目指します。



- 空港周辺には、航空宇宙産業の研究開発や生産等を行う施設の集積が進み、国内有数の航空宇宙産業拠点となっています。
- 北部市場周辺は、関連事業所と一体となった流通拠点として活性化し、「食」を通じたにぎわいのある交流拠点となっています。
- 空港や北部市場などを中心とした産業振興が町内全域に波及し、地元の商店や事業所の活力が向上するとともに、新たな起業意欲なども喚起され、町全体の産業振興が図られています。

2 基本目標

まちづくり分野に対応した基本目標を設定し、これらに基づき具体的な施策を推進します。

● 7つの「分野別まちづくり目標」

目標1 快適で活気あふれるコンパクトなまち

小さな行政面積の中に、日常生活を送る上で必要な都市の施設や機能が集約され、農地や公園などとともに大都市にはないぬくもりのあるコミュニティ空間を形成し、徒歩や自転車でも移動可能な快適で活気あふれるコンパクトなまちを目指します。

目標2 自然にも人も優しい持続可能なまち

地球規模で求められている低炭素社会※や循環型社会※の重要性もふまえ、生物多様性の確保、豊かな緑の創出など、持続可能なまちづくりを推進し、自然にも人も優しいまちを目指します。

目標3 安全・安心で住みやすさを実感できるまち

住民とともに、災害や犯罪、交通事故のない安全でユニバーサルデザイン※に配慮した環境整備や交通網の充実などを推進することにより、安全・安心、快適で便利な生活環境を実現し、住みやすく魅力あるまちを目指します。

目標4 助け合い、支え合う健康であたたかなまち

住み慣れた地域の中で、住民や団体などが助け合い、支え合いながら、行政との協働のもとで、健康で笑顔があふれる暮らしを実現できるあたたかな福祉文化のまちを目指します。

目標5 いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち

子どもからお年寄りまで、ライフステージ※や能力・意欲に応じた学習活動や社会活動に取り組むことができ、学校と家庭、地域の一層の連携のもとで学校教育の充実を図り、豊かな心と生きる力に満ちた人を育むまちを目指します。

目標6 にぎわいを生み出す個性豊かなまち

空港やその周辺の企業・施設などを活かした航空宇宙産業をはじめとする産業の育成を図るとともに、農業の振興、既存の商工業や観光の振興などの産業振興を行い、にぎわいを創出する個性豊かなまちを目指します。

目標7 住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち

安定した行財政基盤の構築を進めるとともに、自助・共助・公助※の理念を尊重し、情報の提供と共有、様々な交流や連携で人材育成を進め、住民と行政がともに考え、行動し、協働と信頼のもとに支え合うまちを目指します。

※低炭素社会 二酸化炭素の排出が少ない社会。

※循環型社会 地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運が高まる中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。

※ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無などを問わずに、できる限り多くの人が利用することのできる設計をいう。

※ライフステージ 人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。

※自助・共助・公助 「自助」(個人や家族の助け合い)で解決にあたり、個人や家族で解決できないときは「共助」(地域の助け合い)で解決にあたり、それでも解決できない問題は「公助」(行政)が解決にあたるという考え方。

●施策の体系

まちづくりの基本理念と将来像

基本理念 : 小さくて キラリ と輝くまちづくり

まちの将来像 : 一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ

まちづくり重点目標

「人」が
キラリと輝くまち

「暮らし」が
キラリと輝くまち

「産業」が
キラリと輝くまち

分野別まちづくり目標

目標1

快適で活気あふれる
コンパクトなまち

基本施策

①土地利用
③道路

②公園・緑地
④上下水道

目標2

自然にも人にも優しい
持続可能なまち

①住宅・景観
③自然との共生・エネルギー

②環境衛生・循環型社会

目標3

安全・安心で住みやすさ
を実感できるまち

①交通機関
③防犯・交通安全

②消防・防災

目標4

助け合い、支え合う
健康であたたかなまち

①健康づくり
③子育て支援
⑤障がい者福祉

②地域福祉
④高齢者福祉
⑥医療保障

目標5

いきいきとした
豊かな心を持った人を
育むまち

①生涯学習
③学校教育
⑤スポーツ

②家庭教育
④芸術・文化

目標6

にぎわいを生み出す
個性豊かなまち

①商工業
③観光

②農業

目標7

住民と行政がともに考え、
ともにつくる信頼のまち

①協働
③交流・共生
⑤財政運営

②コミュニティ
④行政運営
⑥広域行政

第3章 まちづくりの指標

基本構想の計画期間（目標年度）におけるまちづくりの指標として、次の事項を設定します。

1 人口・世帯

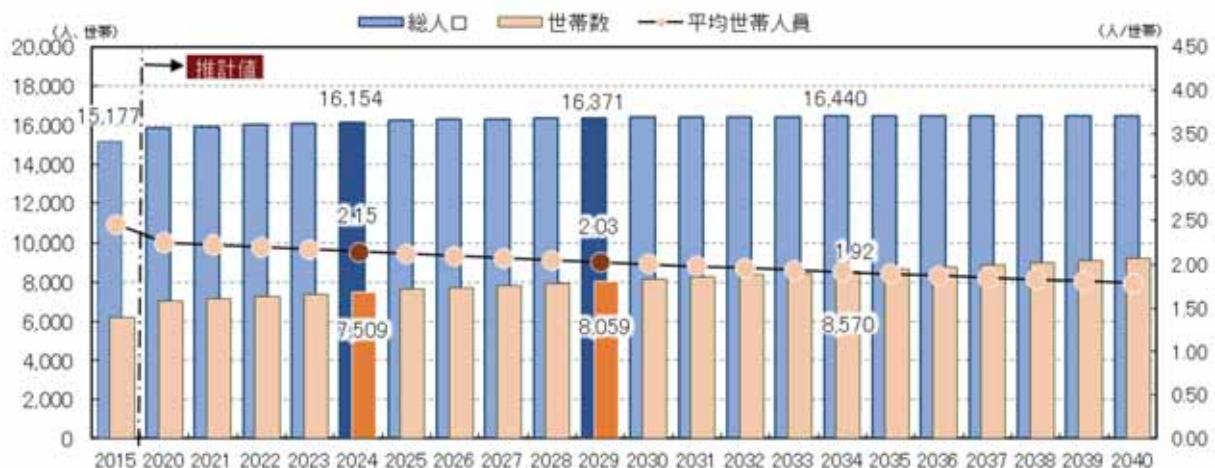
本町の総人口は、今後は令和 27 (2045) 年頃まで増加を続けるものと見込まれ、令和 11 (2029) 年に 16,371 人（8,059 世帯、平均世帯人員 2.03 人）となることを想定しています。

したがって、目標指標として、令和 11 (2029) 年に総人口 16,400 人を設定します。世帯数は令和 11 (2029) 年に 8,000 世帯、平均世帯人員は 2.05 人／世帯を設定します。

(目標人口)

2029 年度 人口：16,400 人 世帯数：8,000 世帯

人口等の長期見通し



2 まちづくり重点目標に関する指標

● 「人」がキラリと輝くまち

町政に関心がある住民：75%

まちづくり活動などへの参加意向がある住民：67%

平成30（2018）年度の町民意向調査では、65.7%の住民が町政に関心を持ち、40.7%の住民がまちづくり活動などに参加意向を持っています。

まちの将来像の実現に向けて、多くの『人』が町への関心やまちづくりへの意欲を高め、協働のまちづくりがさらに浸透することを目指し、令和11（2029）年には、「町政に関心がある」住民が75%、「まちづくり活動などへの参加意向がある」住民が67%になることを目標とします。

● 「暮らし」がキラリと輝くまち

豊山町は住みやすいと評価する住民：90%

豊山町に今後も住み続けたいと考える住民：75%

平成30（2018）年度の町民意向調査では、84.4%の住民が豊山町は住みやすいと評価し、60.2%の住民が今後も豊山町に住み続けたいと回答しています。

住みやすさを実感でき、ずっと住み続けたいと思われるような魅力ある『暮らし』を実現することを目指し、令和11（2029）年には、住民の90%が「豊山町は住みやすい」と評価し、75%の住民が「豊山町に今後も住み続けたい」と回答することを目標とします。

● 「産業」がキラリと輝くまち

産業に関する施策に対する住民の評価：70%

平成30（2018）年度の町民意向調査では、『産業』に関する施策に対して63.4%の住民が「満足」「やや満足」「普通」と回答していました。第5次総合計画では、より一層のにぎわいを創出する個性豊かなまちづくりに取り組み、令和11（2029）年にはこの値を70%とすることを目指します。

第4章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は、住民生活や経済活動の基盤となるものであり、地域の個性や魅力を生み出す源泉にもなる、将来へ引き継ぐべき限られた貴重な資源です。

本町が、まちの将来像を実現するためには、地域の特性を活かした計画的な土地利用を進めていく必要があります。本計画では、町全体で適正な土地利用を進めていくための基本的な方針を次のとおり掲げます。

基本方針1

住環境の維持・改善

住民が安心して快適に生活できるよう、市街地の安全・安心の向上を図り、コンパクトで暮らしやすく、魅力ある住環境の維持・改善に努めます。

基本方針2

地域の強みを活かした土地利用の推進

本町には、県営名古屋空港周辺に航空機産業と産業観光施設が、南西部には名古屋市中央卸売市場北部市場が立地しています。また、名古屋市に隣接し、高速道路や国道、主要地方道に囲まれ、広域交通体系に恵まれています。

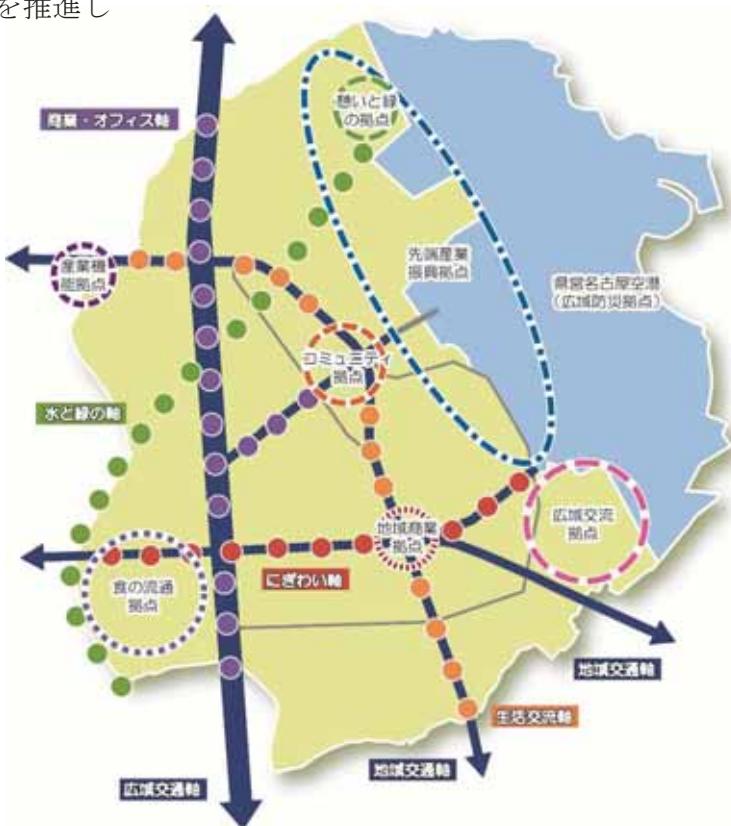
こうした地域の強みを活かし、周辺環境に配慮しつつ、地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

基本方針3

都市と自然の調和・共存

神明公園や大山川を利用して、自然と共生した土地利用を進めるとともに、市街地の自然の保全・創出に努めます。また、農地の持つ保水機能や、美しい自然環境を創出する多面的な価値を評価し、都市と自然が調和・共存した土地利用を進めます。

土地利用構想図



2 拠点・軸の方針

○広域交流拠点		名古屋空港旧国際線旅客ターミナル地区の集客施設を中心に、町内外から多くの人々が集い、交流する拠点として位置付けます。
○先端産業振興拠点		空港ターミナル地区と周辺の工業地区を中心に、航空宇宙産業と空港関連機能が集積した先端産業の拠点として位置付けます。
○食の流通拠点		北部市場周辺の食品関連産業による、雇用、にぎわいの拠点として位置付けます。
○産業機能拠点		幹線道路のアクセス利便性を活かし、産業機能集積の拠点として位置付けます。
○地域商業拠点		地域の主要な幹線道路の結節点に位置する既存の商業施設を中心に、住民の日常生活を支える商業機能を備えた拠点として位置付けます。
○コミュニティ拠点		役場・社会教育センター周辺地区において、様々な住民活動の場として、また、路線バスの結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティの拠点として位置付けます。
○憩いと緑の拠点		神明公園や航空館 b o o n を中心に、緑に囲まれた憩いの拠点として位置付けます。
○広域防災拠点		空港施設や航空自衛隊等の輸送機能が一体となって、災害時の救援、物資輸送等の機能を備えた広域防災拠点として位置付けます。

○広域交通軸・地域交通軸	広域圏や近隣市町との人、物、情報の活発な交流を支える広域ネットワークとして、国道41号と名濃道路を広域交通軸と位置付けます。名古屋空港へのアクセスとなるとともに、町内の主要な骨格道路であり、バスや自転車、歩行者の主軸となり、各地域や拠点を結ぶネットワークとして各県道を地域交通軸と位置付けます。	
・にぎわい軸		広域交流拠点や地域商業拠点、食の流通拠点を結び、主要な路線バスが通行するにぎわいの軸と位置付けます。
・商業・オフィス軸		沿道立地型の商業・オフィス機能の立地誘導を図る商業・オフィス軸と位置付けます。特に、先端産業振興拠点周辺においては、先端産業を中心としたオフィス軸と位置付けます。
・生活交流軸		徒歩や自転車で安全に移動ができ、コミュニティ拠点等を中心に、住民の生活利便性や交流を支える様々な都市機能が集積した生活交流軸と位置付けます。
○水と緑の軸	神明公園を拠点として、大山川の水辺空間を活かし、徒歩や自転車で安全に通行ができる、住民の憩いの場となる水と緑の軸と位置付けます。	



第5章 構想の実現に向けて

基本構想を推進していく上で、留意すべき基本的な考え方を示します。

1 持続する行政運営

町が目指す将来像や目標の実現に向けて、“選択と集中”に基づき、限られた人材や財源などの町が有する資源の有効活用に留意し、重点的に取り組むべき施策・事業を明確にした上で計画的に着実な実践を図ります。また、自立した自治体として、住民生活に必要不可欠な公共サービスが安定的に供給され、社会情勢の急激な変化や行政需要の変化に対しても、柔軟に対応できる持続可能な財政基盤を確立します。

2 計画の進行管理

施策の実施に際しては、施策の実現の手段である事務事業を推進するため3か年の事業について位置付ける実施計画を策定します。実施計画は、毎年度見直しを行うとともに、基本計画についても基本構想期間の中間年において見直しを行います。

計画の進行管理には、総合計画に基づく事務事業をPlanとしたP D C Aサイクルを構築し、Check -Action の機能としての評価を実施し、行政資源の効果的な配分を行います。成果の検証・評価など進行管理のプロセスにおいても、透明性の確保に留意します。

3 協働のさらなる推進

多様化・個別化していく住民ニーズを反映し、町が目指す将来像や目標に沿って豊かな住民生活を構築していくため、住民、自治会等の地域組織、N P O等の活動団体、そして行政が目的意識を共有して、対等の関係で協働するという視点がより必要となっています。今後も引き続き、協働に関する情報の提供等、様々な環境整備に努めていくとともに、協働による取組を一層進め、新たなまちづくりの担い手の発掘も含めて、多様な主体がより活躍できるまちづくりを推進します。

基本計画

～豊山町第5次総合計画～

第1章 まちづくりの重点戦略	30
第2章 分野別まちづくり計画	34

第1章 まちづくりの重点戦略

本町が目指すまちの将来像の実現に向けて、3つのまちづくり重点目標に対応した重点戦略を掲げ、以下の事項について町全体で重点的に取り組んでいきます。

重点目標1 「人」がキラリと輝くまち

●未来を担う人材を育む

～子育てしやすく、教育が充実したまちをつくる～

★戦略1 子育て支援の充実

子育て世代包括支援センターの充実	妊娠出産から子育て期を通して、あらゆる相談をワンストップ・サービス*で対応する子育て世代包括支援センターの充実を図ります。
多様な保育サービスの提供	保育園における延長保育・休日保育、病児・病後児保育のほか、家庭的保育事業や事業所内託児施設なども含めて、保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。
放課後児童の居場所づくりの充実	放課後児童クラブなかよし会、放課後子ども教室の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進します。

★戦略2 学校教育の充実

学校施設の計画的な整備と維持管理	トイレや空調設備の整備など学校施設の環境改善などを計画的に整備するとともに、長寿命化対策や維持管理を適正に進めます。
I C T*などを活用した魅力ある教育の実践	タブレット端末の効果的な活用など I C T を活用した魅力ある教育プログラムを実践し、確かな学力の向上につなげます。

●生涯活躍できるまちをつくる

～誰もが生涯にわたっていきいきと活躍できるまちをつくる～

★戦略3 コミュニティの充実

コミュニティ拠点の形成	社会教育センター周辺地区において、多様な住民活動の場として、また、路線バスなどの交通結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティ拠点機能の充実を図ります。
自治会活動の活発化と加入促進	自治会への加入率を高め、地域の絆づくりや自治会活動の充実を図ります。
外国人住民の暮らし支援、国際交流の推進	国際交流を推進するとともに、窓口における多言語対応や多言語表記などを図り、外国人住民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。

*ワンストップ・サービス ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。

* I C T Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

★戦略4 スポーツによるにぎわいづくり

スポーツ施設・環境整備の推進	新たな社会の変化に伴う多様なニーズに対応する生涯スポーツ施設の整備について調査研究します。
----------------	---

★戦略5 生涯学習のまちづくり

社会教育センターの改善・有効活用	社会教育センターの長寿命化や施設・設備の改善・充実などにより、図書室、ホール、アリーナなどを時代の要請に応じた施設とし事業の活性化を図ります。
------------------	---

重点目標2 「暮らし」がキラリと輝くまち

●安心な暮らしをつくる

～まちに誇りや愛着を感じながらいつまでも安心して暮らせるまちをつくる～

★戦略1 安全・安心の確保

地域防災力の向上	国土強靭化基本法※に基づき、豊山町地域強靭化計画を策定し、施策分野ごとの強靭化施策を進めます。また、自主防災組織の活動の充実とともに、避難所の確保・機能向上により、地域の防災・減災への対応力の向上を図ります。
防犯・交通安全対策の推進	子どもや高齢者などが関わる犯罪や交通事故を抑制するため、防犯カメラの設置など地域の環境整備を進めるとともに、意識啓発や運転免許証返納支援などの対策を強化します。
環境に優しい資源循環型社会※の推進	4R※の周知・啓発などによりごみの分別や資源化を促進し、環境に優しい資源循環型社会の構築に向けた取組を推進します。
公共施設への蓄電池の設置・LED※化の推進	公共施設の照明のLED化と蓄電池・自家発電機の設置を進め、省エネ化と防災対策の強化を推進します。

***国土強靭化基本法** 国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靭化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号)。

***循環型社会** 地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運が高まる中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。

***4R** リフューズ (REFUSE)・リデュース (REDUCE)・リユース (REUSE)・リサイクル (RECYCLE) の4つの英語の頭文字「R」をとって「4R」と呼ぶ。ごみを減らし、環境に優しい社会をつくるキーワード。

***LED** Light Emitting Diode の頭文字をとったもので「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。これまでの白熱ランプや蛍光ランプなどと異なり、半導体結晶の中で電気エネルギーが直接光に変化する仕組みを応用した光源である。

★戦略2 利便性の高い交通網の形成

公共交通の利便性向上 と利用促進	とよやまタウンバスの運行本数、時間帯、運賃、ルート、バス停環境などの改善や運行車両更新などの利便性向上を図ります。
県営名古屋空港の利用 促進	県営名古屋空港の利用を促進するため、町民などの旅客利用に対する助成を行うとともに、近隣自治体や関係団体とともに、広域的な利用促進を図ります。

★戦略3 福祉・医療サービスの充実

名古屋大学との連携に による健康福祉向上事業 の推進	名古屋大学未来社会創造機構との連携事業「健康長寿プログラム」などの推進により、高齢者の健康寿命をのばします。
福祉医療制度の充実	医療制度改革に合わせて福祉医療の見直しを行うとともに、各種医療給付の充実に努めます。

★戦略4 住み心地のよい住宅地形成

空家対策の推進	空家等対策計画に基づき、地域の安全性や景観などを阻害する老朽危険空家等の除却とともに、有効な利活用を促進します。
環境美化を推進する 条例制定	ポイ捨ての防止や犬猫類のふん害対策など環境美化を推進するための条例制定などに取り組みます。

★戦略5 広報・広聴の充実

相談窓口の充実	既存の各種相談窓口の利用状況などをふまえ、開設日の増加などの充実を図ります。
町民意識の把握	行政に対する町民意識を的確に把握するため、町民意識調査を毎年実施します。

重点目標3

「産業」がキラリと輝くまち

●雇用を創出する

～十分な雇用の場を確保し、誰もがいきがいを感じて働くことができるまちをつくる～

★戦略1 商工業などの活性化

企業立地の促進	町の立地条件や空港があり航空関連産業が集積する特徴などを生かし、新たな企業・事業所などの立地を促進します。北部市場周辺には、市場の機能を補完する企業・事業所などの誘致を推進し、にぎわいの創出に取り組みます。
---------	---

●交流・にぎわいをつくる

～地域内外に多様な交流が生まれ、にぎわいに満ちたまちをつくる～

★戦略2 観光の振興

「ヒコーキのまち」をテーマにした観光推進	空港やあいち航空ミュージアム、航空館 boon などの航空関連資源や航空関連の企業・事業所などの立地・集積を活かし、「ヒコーキのまち」をテーマにした観光推進・地域活性化事業を展開し、「ヒコーキの聖地」化を目指します。
Park-PFI*を活用した公園の整備・活性化	Park-PFI を活用した民間活力導入可能性を検討し、神明公園の整備・活性化を推進します。

★戦略3 協働の推進

NPO・住民活動支援体制の充実	ボランティアやNPOなどの自主的な活動が進むよう、団体間の横つながりを強化するなど、NPO・住民活動支援体制の充実を図ります。
町制施行50周年記念事業の実施	町制施行50周年を節目として、次の50年への新たな歩みを進めるため、町民のまちへの誇りや愛着を醸成し、町内外へ豊山町の魅力を発信する記念事業を実施します。

*Park-PFI 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

第2章 分野別まちづくり計画

本町が目指すまちの将来像の実現に向けて、7つの基本目標に基づき、各分野において計画的な施策の推進に取り組んでいきます。

基本目標	基本施策
目標 1 快適で活気あふれるコンパクトなまち	1 土地利用 2 公園・緑地 3 道路 4 上下水道
目標 2 自然にも人にも優しい持続可能なまち	1 住宅・景観 2 環境衛生・循環型社会 3 自然との共生・エネルギー
目標 3 安全・安心で住みやすさを実感できるまち	1 交通機関 2 消防・防災 3 防犯・交通安全
目標 4 助け合い、支え合う健康であたたかなまち	1 健康づくり 2 地域福祉 3 子育て支援 4 高齢者福祉 5 障がい者福祉 6 医療保障
目標 5 いきいきとした豊かな心を持った 人を育むまち	1 生涯学習 2 家庭教育 3 学校教育 4 芸術・文化 5 スポーツ
目標 6 にぎわいを生み出す個性豊かなまち	1 商工業 2 農業 3 観光
目標 7 住民と行政がともに考え、ともにつくる 信頼のまち	1 協働 2 コミュニティ 3 交流・共生 4 行政運営 5 財政運営 6 広域行政

■分野別まちづくり計画の見方

1 土地利用

(1) 適正な都市計画の説導
(2) 地域の強みを活かした土地利用の推進
(3) 良好的住環境の維持増進

2 豊山町のめざす姿

コンパクトで暮らしやすく、安心して生活ができる市街地が形成されています。商業施設や工場が適切に配置され、地域の活動を生み出しています。都市の空気と自然環境が調和し、共存した土地利用が推進されています。

3 基本施策

目標	指標	目標値		
①先端産業などに関する事業所の新規移転	件	一	3件以上	
②市街化区域*内の既存用地利用率	%	16.7	(2018年)	8.4%以下

4 施策の進め方

協働による施策推進の考え方
・豊山町は利害関係・議論には地元者の意見や地域住民への理解と協力が必要不可欠です。住民に応じて意見交換を行い、住民参加による取り組みを行います。

関連する個別計画など
・左近郷部計画区域マスタープラン
(平成30年～令和12年)
・豊山町部計画マスタープラン
(令和2年～令和12年)

5 施策の内容

(1) 適正な都市計画の説導
・住宅と産業施設、自然環境が調和し、共生できるよう、都市計画の周辺に広がった適正な土地利用を誘導し、コンパクトで整然とした土地利用を推進する必要があります。

(2) 地域の強みを活かした土地利用の推進
・豊山古墳群や北尾地区などでの特色ある歴史や、赤穂遊郭、鍋島村などの生まれた伝統文化を活かし、地域活性化の観点、向上を図ることで既存利用を維持する必要があります。
・エコハーモニーの活性化を図るために、豊山町は、豊山古墳群や鍋島村などでの歴史や伝統文化が強い交流できる場のあり方にについて検討する必要があります。

(3) 良好的住環境の維持増進
・本町の市街化区域は、既存の街並みを保全するための政策を実施し、既存の街並みを活用しながら新しい街並みを創出する取り組みをしていく必要があります。
・豊山古墳群や北尾地区などでの歴史や伝統文化による豊かな歴史文化資源を活用するための政策を実施します。

*市街化区域：市街計画区域内にあってその外郭部を除くもの。未開発として既存の市街地の外郭部を除くもの。既存の市街地の外郭部を除くもの。

● 38 ●

- 1 「基本施策」の名称と、「施策の内容」を構成する項目名を記載しています。
また、基本施策と関連のある「SDGsのゴール」を示すアイコンを掲載しています。
- 2 「基本施策」を推進することで実現を目指す「豊山町のめざす姿」を記載しています。
- 3 「基本施策」の取組の進捗状況や達成度を測る「目標指標・目標値」を記載しています。
- 4 「施策の進め方」として、町民などとの「協働による施策推進の考え方」や施策推進にあたって整合を図るべき「関連する個別計画など」を記載しています。
- 5 「施策の内容」として、項目ごとに「現状・課題」、「施策の展開方向」、「主な事業」を記載しています。
- 6 使用している用語について、解説が必要なもの意味や説明を記載しています。



* S D G s (持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。



目標 1

快適で活気あふれるコンパクトなまち

小さな行政面積の中に、日常生活を送る上で必要な都市の施設や機能が集約され、農地や公園などとともに大都市にはないぬくもりのあるコミュニティ空間を形成し、徒歩や自転車でも移動可能な快適で活気あふれるコンパクトなまちを目指します。

- | | |
|--------------|----|
| 1 土地利用..... | 38 |
| 2 公園・緑地..... | 40 |
| 3 道路..... | 42 |
| 4 上下水道..... | 44 |



基本施策

1

土地利用



- (1) 適正な都市計画の誘導
- (2) 地域の強みを活かした土地利用の推進
- (3) 良好な住環境の維持増進

(担当課) 産業・都市政策課

豊山町のめざす姿

コンパクトで暮らしやすく、安心して生活ができる市街地が形成されています。商業施設や工場が適切に配置され、地域の活力を生み出しています。都市的空間と自然環境が調和・共存した土地利用が推進されています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①先端産業などに関する事業所の新規誘致件数	件	- -	3以上
②市街化区域※内の低未利用地割合	%	14.7 (2018年)	6.6以下

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

適正な土地利用の規制・誘導には地権者の合意や地域住民の理解と協力が必要不可欠です。時宜に応じて意見交換を行い、住民参加によるまちづくりを推進します。

関連する個別計画など

- ◆名古屋都市計画区域マスターplan
(平成30年～令和12年)
- ◆豊山町都市計画マスターplan
(令和2年～令和12年)

※市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域で、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

施策の内容

(1) 適正な都市計画の誘導

現状・課題	◆住宅と産業施設、自然環境が調和、共存できるよう、都市計画の用途に応じた適正な土地利用を誘導し、コンパクトで暮らしやすい土地利用を推進する必要があります。	施策の展開方向	①都市計画マスターplan [*] に基づき、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。 ②地域環境の保全や改善が必要な地区では、必要に応じて地区計画 [*] などを活用することにより、よりきめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。
主な事業 都市計画の規制誘導事業			

(2) 地域の強みを活かした土地利用の推進

現状・課題	◆県営名古屋空港や北部市場などの特色ある施設や、名濃道路、国道41号などの恵まれた広域交通体系を活かし、地域活力の維持・向上を図る土地利用を推進する必要があります。 ◆コミュニティの活性化を図るために、社会教育センター周辺地区において、住民や在勤者が集い交流できる場のあり方について検討する必要があります。	施策の展開方向	①「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」 [*] に指定された空港周辺には、空港機能を活かした先端産業などの立地・集積を推進します。また、広域交流拠点のにぎわい増進を支援します。 ②北部市場や広域幹線道路などの既存ストック [*] を活用した市場機能を補完する新たな土地利用の誘導を図ります。 ③社会教育センター周辺地区は、住民・在勤者の交流の場となるコミュニティ拠点機能の充実を図ります。
主な事業 土地利用推進事業			

(3) 良好な住環境の維持増進

現状・課題	◆本町の市街化区域は約7割が住居系用途となっており、町民の暮らしを支える良好な住環境を維持増進していく必要があります。	施策の展開方向	①開発行為等に関する指導要綱に基づき、優良な住宅・宅地の供給に向けた指導を行います。
主な事業 開発行為等に関する指導要綱による良質な市街地の形成事業			

***都市計画マスターplan** 都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)。都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにするものである。

***地区計画** 都市計画法に規定された、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のこと。

***アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区** 総合特別区域法に基づき愛知県、岐阜県を中心とした中部地域を対象として平成23年に指定した国際戦略総合特区のひとつ。企業集積や航空機生産機能の拡大・強化を図り、アメリカのシアトル、フランスのツールーズと肩を並べる航空宇宙産業の世界的な拠点となることを目指している。

***ストック** 「在庫」を意味する言葉であり、まちづくりにおいては、今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などを指す。

はじめに

基本構想

基本計画

目標

資料編

基本施策
2

公園・緑地

- (1) 公園・緑地の整備
(2) 公園・緑地の維持管理



(担当課) 産業・都市政策課、福祉課、建設課

豊山町のめざす姿

町民がより多くの緑とふれあい、潤いややすらぎを感じることのできる憩いのまちとなっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①町民1人当たりの公園面積	m ²	2.9 (2018年)	10.0以上
②デイキャンプ場の稼働率	%	20.9 (2018年)	25.0以上
③航空館boon年間入館者数	人	53,503 (2018年)	75,000以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

地域住民に愛される公園・緑地となるよう、アダプトプログラム※などを活用して町民と協力しながら維持管理を行っていきます。

関連する個別計画など

- ◆豊山町都市計画マスターplan
(令和2年～令和12年)

*アダプトプログラム 道路や河川・公園など公共空間に対して、地域住民や地元企業が行政との取り決めのもと、美化活動を行う仕組みのこと。我が子のように世話をすることから、「アダプト＝養子縁組」といわれる。

施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

現状・課題

◆本町の公園・緑地は、2つの都市公園と25の児童遊園、緑道、スポーツ広場などの公園・緑地機能を補完する施設で形成されています。地域特性に配慮した公園・緑地の整備及び活用方法を検討する必要があります。

施策の展開方向

- ①地域の特性に配慮しながら、新たな公園整備の検討や既存公園の拡張を進めます。
- ②公共施設及び社寺境内林をはじめとする民有地の緑の保全を推進します。

主な事業 公園・緑地整備事業／緑化木配布事業

(2) 公園・緑地の維持管理

現状・課題

◆公園・緑地は住民の憩いの場として今後も適正に維持管理していくことが必要です。また、施設の老朽化に対応するため、定期的な点検・修繕を実施し、長寿命化を図る必要があります。

施策の展開方向

- ①公園・緑地の適正な維持管理を行い、住民や来訪者の憩いの場として魅力の維持、向上に努めます。
- ②アダプトプログラムやPark-PFI※の活用検討など、民間活力の活用可能性も含めて有効活用策を図ります。

主な事業 都市公園管理事業／児童遊園管理事業／航空館boon管理運営事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標

資料編

*Park-PFI 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

基本施策
3

道路



- (1) 幹線道路の整備の推進
- (2) 生活道路の整備
- (3) 歩行者・自転車専用空間の整備
- (4) 道路施設の維持管理

(担当課) 建設課、産業・都市政策課、防災安全課

豊山町のめざす姿

道路の利便性、安全性が向上しています。また、誰もが安全・安心に移動できるよう、歩行者・自転車専用空間の整備・改善が進められています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①道路側溝有蓋率	%	88.2 (2018年)	92.0 以上
②自転車・歩行者用道路設置延長	m	1,591 (2018年)	2,500 以上
③橋梁長寿命化計画に基づく予防保全率	%	88.2 (2018年)	94.0 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

道路管理者（行政）は、幹線道路の交通量や域内交通の現状・課題などを的確に把握します。住民など利用者は、道路の補修が必要な箇所などを道路管理者に連絡します。

関連する個別計画など

- ◆豊山町都市計画マスターplan
(令和2年～令和12年)
- ◆橋梁長寿命化計画
(平成26年度～令和5年度)

施策の内容

(1) 幹線道路の整備の推進

現状・課題

- ◆国道・県道などの幹線道路は一層の利便性向上が必要です。また、県営名古屋空港が広域防災拠点^{*}として機能を十分に発揮できるよう道路整備が必要です。

主な事業 幹線道路の整備事業

施策の展開方向

- ①県営名古屋空港へのアクセス道路は、広域防災拠点に接続する災害時の輸送道路としての機能も果たせるよう、関係機関との協議を進めます。
- ②必要な道路については、関係機関と協議を行い、整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

現状・課題

- ◆災害時の二次被害などを防ぐため、狭い道路の解消が必要です。また、生活道路への通過交通を抑制する必要があります。

主な事業 生活道路整備事業／生活道路安全対策事業

施策の展開方向

- ①誰もが安全・安心に移動ができるよう、狭い道路の整備・改善を図ります。
- ②面的な速度抑制対策に加え、国・県と連携し、包括的な生活道路の安全対策について検討します。

(3) 歩行者・自転車専用空間の整備

現状・課題

- ◆歩行や自転車で安全に移動できる歩行者・自転車空間の整備・改善が必要です。また、上下校時の児童などを守る安全対策も必要です。

主な事業 歩行者・自転車空間の整備事業

施策の展開方向

- ①子どもや高齢者をはじめ誰もが安全に移動できるよう、歩道を整備・拡充します。
- ②通学路については、通学路安全プログラムに基づく定期的な点検と対策を行います。
- ③神明公園へ接続する大山川堤防道路の整備を推進し、歩車分離により堤防道路を歩行者・自転車専用空間として整備します。

(4) 道路施設の維持管理

現状・課題

- ◆舗装や橋梁など、道路施設の老朽化が進んでおり、道路利用者の安全・安心を確保するため、計画的な修繕、更新が必要です。

主な事業 道路施設維持管理事業

施策の展開方向

- ①橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の点検・補修を実施します。
- ②下水道工事と同調し、舗装の計画的な修繕を行います。

はじめに

基本構想

基本計画

目標

資料編

^{*}広域防災拠点 災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地などに活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1か所ないし数か所設置されるもの。



基本施策

4

上下水道



- (1) 老朽管路の更新
- (2) 下水道の整備
- (3) 下水道経営の安定化

(担当課) 建設課

豊山町のめざす姿

上水の安定した供給により、町民がいつでも安心して水を飲むことができ、健康的で笑顔あふれる生活を送っています。また、下水道が整備され、生活環境の改善と公共水域の水質保全が進み、快適で衛生的な住みよい環境となっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①下水道の普及率	%	68.0 (2018年)	80.0 以上
②下水道の水洗化率*	%	56.6 (2018年)	60.0 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

利用者である町民・企業などの理解と協力のもとで、事業主体である行政が、利用者からの意見や提案をふまえ、長期的な視野に立って事業を推進します。

関連する個別計画など

- ◆名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画（平成7年度～令和7年度）
- ◆下水道全体計画（平成9年度～令和7年度）

***水洗化率** 下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人の割合。

施策の内容

(1) 老朽管路の更新

現状・課題	◆老朽化した水道管路は漏水や濁水の発生する危険性があり更新が必要です。また、災害時に被害を最小限に留め、早期復旧が可能となるよう耐震化も必要です。	施策の展開方向	①下水道の整備などとあわせて、町と水道企業団が相互に調整・連携し、上水道の老朽管の更新や耐震化を効果的に推進します。
主な事業 同調工事による効率的な整備事業			

(2) 下水道の整備

現状・課題	◆快適で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の計画的な整備と適切な維持管理が必要です。	施策の展開方向	①事業計画に基づき、下水道の未普及地域の解消に向けて、整備を促進します。 ②下水道を安定的に利用できるように適切な維持管理を行います。
主な事業 下水道整備事業／下水道施設維持管理事業			

(3) 下水道経営の安定化

現状・課題	◆下水道経営の安定化を図るため、水洗化率の向上が必要です。また、下水道事業を持続的・安定的に提供するため、公営企業会計※の適用が必要です。	施策の展開方向	①下水道の利便性を説明し、水洗化率の向上に向け、引き続き未接続者へ接続を促します。 ②経営・資産などの状況を把握することができる公営企業会計を適用します。
主な事業 下水道の接続促進事業／公営企業会計化事業			

※**公営企業会計** 水道事業や病院事業など地方公共団体が経営する事業に係る会計のこと。



小さくてキラリと輝くまちづくり

目標2

自然にも人にも優しい持続可能なまち

地球規模で求められている低炭素社会や循環型社会の重要性もふまえ、生物多様性の確保、豊かな緑の創出など、持続可能なまちづくりを推進し、自然にも人にも優しいまちを目指します。

- 1 住宅・景観 48
- 2 環境衛生・循環型社会 50
- 3 自然との共生・エネルギー 52

はじめに

基本構想

基本計画

目標2

資料編



基本施策

1

住宅・景観



- (1) 安全・安心な居住環境の整備
- (2) 町営住宅の維持・管理
- (3) 景観に配慮したまちづくり

(担当課) 産業・都市政策課、建設課、住民課

豊山町のめざす姿

町民が安全で安心して生活を営むことができる良質な住環境が形成されています。また、県営名古屋空港に接続する幹線道路を中心に、良好な沿道景観が整備されています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①耐震改修工事費補助延住宅数	戸	14 (2018年)	20以上
②空家等対策特別措置法に基づく「特定空家※」の数	戸	- -	0

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

安全で安心して生活を営むことができる良質な住環境を形成するため、町民は住宅の耐震化や空家の除却などに主体的に取り組みます。行政は町民の意見に傾注しつつ、町民の取組を支援します。

関連する個別計画など

- ◆愛知県建築物耐震改修促進計画
(平成24年度～令和2年度)
- ◆豊山町都市計画マスターplan
(令和2年～令和12年)
- ◆豊山町耐震改修促進計画
(平成28年度～令和2年度)
- ◆豊山町空家対策計画
(令和2年度～令和7年度)
- ◆町営住宅長寿命化計画
(平成26年度～令和5年度)

***特定空家** 空家等対策特別措置法で、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家のこと。そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないため著しく景観を損なっている状態にあると認められる空家をいう。

施策の内容

(1) 安全・安心な居住環境の整備

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆南海トラフ地震※などの大地震の発生の可能性がある中、市街地には、旧耐震基準※により建築された木造住宅が多く残っています。また、適切に管理されない空家を発生させない取組が必要です。</p>	<p>①旧耐震基準により建築された、一定基準以下の民間木造住宅などの耐震診断、改修の補助を行うとともに、避難路に面する危険ブロック壊除却の補助を実施します。</p> <p>②空家等対策計画に基づき、地域の安全性や景観などを阻害する老朽危険空家などの除却とともに、有効な利活用を促進します。</p> <p>③空家や空き地などで発生するごみや草木への対策に努めます。</p>

主な事業 民間木造住宅耐震事業／空家対策事業

(2) 町営住宅の維持・管理

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆住宅困窮者のための町営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる環境を維持し、町民の生活の安定に寄与することが必要です。</p>	<p>①計画的に、建物、設備の整備、修繕を実施し、町営住宅の長寿命化を図ります。また、入居者の入退去管理などを適正に実施します。</p>

主な事業 町営住宅維持管理事業

(3) 景観に配慮したまちづくり

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆空港を中心とした非日常的な産業景観資源を活かすために、そのエントランスとなる幹線道路などの良好な景観の形成が必要です。</p>	<p>①「豊山町道路景観ガイドライン」を基本とした道路景観の整備を推進します。</p> <p>②屋外広告物の規制などにより、良好な景観形成を推進します。</p>

主な事業 道路景観推進事業／屋外広告物適正化事業

***南海トラフ地震** 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震、または超巨大地震のこと。

***旧耐震基準** 建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準をいう。これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。



基本施策

2

環境衛生・循環型社会



- (1) ごみ減量対策の推進
- (2) 適正なし尿処理の推進
- (3) 生活型公害対策の充実
- (4) 不法投棄の防止
- (5) 犬・猫類対策

(担当課) 住民課

豊山町のめざす姿

町民、事業者、行政のそれぞれが環境に対する意識を高め、相互に連携し環境保全やごみの発生・排出を抑制する資源循環型社会※の構築に向けた行動を実践しています。公害やごみの不法投棄などもなくなり、美しいまちとなっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①家庭ごみ処理量	t	3,545.4 (2018年)	3,375.9 以下
②資源化率	%	15.3 (2018年)	16.5 以上
③不法投棄件数	件	33 (2018年)	15 以下

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

アンケートを通じて、町民のごみ対策に対する意見などを把握し、ごみ減量や資源収集に関する意識を高めます。

関連する個別計画など

- ◆一般廃棄物処理基本計画
(令和2年度～令和16年度)
- ◆災害廃棄物処理計画

*循環型社会 地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運が高まる中で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。

*4R リフューズ (REFUSE)・リデュース (REDUCE)・リユース (REUSE)・リサイクル (RECYCLE) の4つの英語の頭文字「R」をとって「4R」と呼ぶ。ごみを減らし、環境に優しい社会をつくるキーワード。

施策の内容

(1) ごみ減量対策の推進

現状・課題

- ◆家庭ごみは、人口の増加とともに微増しており、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が多くなっています。リサイクル率も低いため、循環型社会の構築に向けた取組が必要です。

施策の展開方向

- ①町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制と減量化対策を推進します。
- ②広報紙や環境フェスティバルなどで4R※を周知・啓発します。
- ③循環型社会に対する啓発を図ります。

主な事業 ごみ処理事業／ごみ資源化事業

(2) 適正なし尿処理の推進

現状・課題

- ◆下水道の推進により、し尿汲み取り世帯は減少しています。下水道区域以外における単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。
- ◆浄化槽の適正な維持・管理を推進する必要があります。

施策の展開方向

- ①広報紙や環境学習などで環境問題に対する啓発を行い、快適に生活できる環境を維持・確保するための意識向上に取り組みます。

主な事業 合併浄化槽設置補助事業／浄化槽維持管理推進事業

(3) 生活型公害対策の充実

現状・課題

- ◆健康被害が危惧される光化学スマogや騒音、衛生害虫などによる生活型公害の発生が危惧されているため適切な対策が必要です。

施策の展開方向

- ①衛生害虫対策として、防疫用薬剤を配布し、町民が各自で一斉に散布することで、衛生害虫の発生を抑制します。
- ②道路騒音・地盤沈下などについて定期的な観測を行い、予防に努めるとともに、生活型公害の発生に対し迅速に対応します。

主な事業 公害対策事業

(4) 不法投棄の防止

現状・課題

- ◆不法投棄防止の環境整備により、環境汚染への影響を抑えることが必要です。

施策の展開方向

- ①周辺自治体と連携し、情報交換と啓発活動を実施します。
- ②不法投棄防止パトロールなど、不法投棄がされない環境整備を実施します。

主な事業 不法投棄防止事業／空港周辺清掃事業

(5) 犬・猫類対策

現状・課題

- ◆犬猫のふん便などのペットの問題が発生しており、飼い主への啓発などの対策を行う必要があります。

施策の展開方向

- ①獣医師と連携し、犬の登録や狂犬病予防注射を促進します。
- ②条例の制定など、適正飼養とマナー向上のための対策を図り、ふん便などの課題の解決を図ります。

主な事業 狂犬病予防事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標2

資料編



基本施策

3

自然との共生・エネルギー



- (1) 環境保全意識の啓発
- (2) 自然環境の保全
- (3) 省エネルギーの普及啓発の推進

(担当課) 住民課、総務課

豊山町のめざす姿

名古屋市に隣接しながらも緑が残り、子どもたちが自然にふれあい、遊んでいます。まちには、屋外緑化が施された建物や住宅エネルギー管理システムを設置した住宅、電気自動車などが増えています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①環境フェスティバル参加人数	人	1,518 (2018年)	2,000 以上
②環境学習参加人数	人	185 (2018年)	300 以上
③地球温暖化対策設備※設置件数	件	239 (2002～2018年)	450 以上
④照明のLED※化が済んだ公共施設数	施設	0 (2019年)	14*

*役場・保健センター・地域包括支援センター、総合福祉センター3館、豊山保育園、富士保育園、社会教育センター、3供用施設、3小学校、豊山中学校

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

イベント参加者数及び地球温暖化対策設備の設置者数により、町民の環境問題に対する関心度を把握し、環境意識を高める。

関連する個別計画など

—

※**地球温暖化対策設備** 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与する、太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備などの設備のこと。

※**L E D** Light Emitting Diode の頭文字をとったもので「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。これまでの白熱ランプや蛍光ランプなどと異なり、半導体結晶の中で電気エネルギーが直接光に変化する仕組みを応用した光源である。

施策の内容

(1) 環境保全意識の啓発

現状・課題

◆国連サミットで、持続可能な開発目標「SDGs^{*}」が採択されており、この目標をふまえ新しい環境学習のメニューを検討する必要があります。

主な事業 環境啓発事業／環境学習事業

施策の展開方向

- ①環境フェスティバルをはじめ、あらゆる機会を捉えて町民に対して啓発を行います。
- ②体験型環境学習を開催し、身近なところから環境問題を捉えることのできる機会の創出を図ります。

(2) 自然環境の保全

現状・課題

◆市街化区域^{**}内の農地の宅地化が進み、緑と水辺の生物の生息空間が減少しています。一方、大山川の水質が改善し、アユ、オイカワなどの生物が確認されています。

主な事業 環境保全事業

施策の展開方向

- ①大気、水質などの公害監視を行うとともに、河川をはじめ快適で持続可能な環境の保全に努めます。
- ②町内に生息する生物の調査などを行い、生物多様性^{***}の保全に努めます。

(3) 省エネルギーの普及啓発の推進

現状・課題

◆地球温暖化対策を進める中、省エネルギー化や再生可能エネルギー^{****}の普及を推進する必要があります。

主な事業 地球温暖化対策設備設置費補助事業／公共施設照明LED化事業

施策の展開方向

- ①地球温暖化対策設備の設置を支援します。
- ②公共施設の照明のLED化など、省エネ・再エネ対策を進めます。

はじめに

基本構想

基本計画

目標2

資料編

* SDGs Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

** 市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域で、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

*** 生物多様性 生物に関する多様性を示す概念で、生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。

**** 再生可能エネルギー 自然の力や廃棄物などを活用することで、繰り返し使うことができるエネルギーのこと。



目標3

安全・安心で住みやすさを実感できるまち

住民とともに、災害や犯罪、交通事故のない安全でユニバーサルデザインに配慮した環境整備や交通網の充実などを推進することにより、安全・安心、快適で便利な生活環境を実現し、住みやすく魅力あるまちを目指します。

- | | |
|-----------------|----|
| 1 交通機関 | 56 |
| 2 消防・防災 | 58 |
| 3 防犯・交通安全 | 60 |



基本施策

1

交通機関



- (1) 公共交通事業の検討と充実
- (2) とよやまタウンバスの充実
- (3) 公共交通の利用促進
- (4) 空港振興と周辺環境対策

(担当課) 産業・都市政策課

豊山町のめざす姿

公共交通を利用して誰もが、安全・安心で便利に、行きたいところに移動することができます。リニア中央新幹線※の開業によって、より広域的な人の移動が活性化し、空港やバスの利用者が増加しています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①とよやまタウンバス年間利用者数	人	75,126 (2018年)	80,000以上
②空港利用促進補助の利用者数	人	1,110 (2018年)	1,275以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

交通機関利用者の要望に敏感である必要があります。アンケート調査などを通じて利用者が何を求めているかに注視し、施策を推進します。また、施策の効果的な実施に向け、交通事業者などが参画する地域公共交通会議による公共交通施策の進行管理を行います。

関連する個別計画など

- ◆地域公共交通網形成計画
(令和2年度～令和7年度)

*リニア中央新幹線 東京都から大阪市に至る新幹線の整備計画路線。高速輸送を目的としており、直線的なルートでは最高設計速度 505km/h の高速走行が可能な超電導磁気浮上式リニアモーターカーにより運行される。首都圏と中京圏を結ぶ区間において 2027 年の先行開業を目指しており、東京-名古屋間を最速 40 分で結ぶ予定。

施策の内容

(1) 公共交通事業の検討と充実

現状・課題

- ◆地域公共交通網形成計画に基づき、地域公共交通会議を定期的に開催し、バス事業者をはじめ関係者との連携、協働により効果的な公共交通事業を推進します。

施策の展開方向

- ①バス利用者のニーズを的確に把握し、バス事業者や近隣自治体などと連携しながら、バス路線網の充実、定期券を含む運賃制度、バス停環境などの改善を行います。また、自動走行技術などの新たな公共交通の調査・研究を進めます。

主な事業 地域公共交通網形成計画推進事業

(2) とよやまタウンバスの充実

現状・課題

- ◆とよやまタウンバスの利便性向上に取り組みます。また、バスの定時、安全運行に努めます。

施策の展開方向

- ①タウンバス運行事業者と連携しながら、運行本数、時間帯、運賃、定期券・高齢者向け制度などを含む運賃制度、ルート、バス停環境などの改善や運行車両の更新などを行い、利便性向上を図ります。

主な事業 とよやまタウンバス運行事業

(3) 公共交通の利用促進

現状・課題

- ◆持続可能な公共交通の維持・発展を図るため、各バス路線を積極的にPRし、公共交通の利用を促進します。

施策の展開方向

- ①公共交通の利用促進のための効果的な周知・PR活動を積極的に展開します。

主な事業 公共交通利用促進事業

(4) 空港振興と周辺環境対策

現状・課題

- ◆県営名古屋空港を通じて地域の振興を図るため、近隣自治体などと協調しながら、利用促進と就航路線の維持・増進を図る必要があります。また、空港周辺の環境保全対策について、今後も周辺自治体と連携・協力して対応する必要があります。

施策の展開方向

- ①県営名古屋空港の利用を促進するため、町民などの旅客利用に対して助成を行います。
- ②近隣自治体や関係団体と協調しながら、広域的な利用促進事業や周辺環境対策事業を実施します。

主な事業 名古屋空港利用促進事業／空港周辺環境対策事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標3

資料編

基本施策
2

消防・防災



- (1) 地域防災活動の推進
- (2) 防災体制の整備
- (3) 消防体制の充実・強化
- (4) 水害対策の推進

(担当課) 防災安全課、建設課

豊山町のめざす姿

局地的な集中豪雨でも河川があふれることなく、大地震発生時にも自主防災会や消防団の活動によって被害が軽減され、町民が安心して暮らしています。また、自主防災会の活動などを通じて、人と人とのつながりが強まっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①消防団員定数に対する団員数の割合	%	100.0 (2018年)	100.0
②年間火災発生件数	件	10 (2018年)	5以下

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

住民組織である自主防災会が自主的かつ積極的な活動を行うことで地域の防災力が向上していきます。そのため、積極的に地域の防災リーダーの育成を行い、住民組織の強化を図ることができるよう側面的なサポートを行います。

関連する個別計画など

- ◆豊山町地域防災計画
- ◆豊山町国民保護計画
- ◆豊山町業務継続計画
- ◆新川流域水害対策計画

***BCP** 業務継続計画のこと、Business Continuity Plan の頭文字をとった言葉。大規模災害などで危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できるように方策や戦略を記述した計画書。

***国土強靭化基本法** 国民の生命と財産を守るために、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靭化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号)。

施策の内容

(1) 地域防災活動の推進

現状・課題

- ◆大規模災害に備え対応力の強化に努めることが必要です。また、共助の必要性が再認識されており、各小学校区の自主防災組織活動をさらに活性化させていく必要があります。

施策の展開方向

- ①災害に対する訓練の実施などにより、自助・共助の取組を促進させ防災力の強化を図ります。
- ②地域防災力の核となる各小学校区の自主防災組織の活動を引き続き支援し、その活性化を図ります。また、その活動拠点となる避難所の対応能力の強化を図ります。

主な事業 防災意識の啓発事業／地域防災力強化事業

(2) 防災体制の整備

現状・課題

- ◆大規模災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、防災・減災の施策を総合的に推進していく必要があります。
- ◆防災行政無線などの防災資機材・施設の適切な維持管理を行う必要があります。また、避難所機能を充実していく必要があります。
- ◆BCP※を適宜見直し、効果的に運用できるようにする必要があります。

施策の展開方向

- ①国土強靭化基本法※に基づき、豊山町地域強靭化計画を策定し、施策分野ごとの強靭化施策を進めます。
- ②公共施設への蓄電池・自家発電機などの防災資器材の整備による避難所機能の充実強化、新たな避難施設や備蓄倉庫の設置により災害対応能力の向上を図ります。
- ③BCPに基づく訓練などを実施し、災害対応力の向上を図ります。

主な事業 災害対策計画推進事業／防災施設管理事業／災害対応力向上事業

(3) 消防体制の充実・強化

現状・課題

- ◆消防団を中心とした地域防災力の強化が必要です。また、消防力を強化するため、消防資機材を適正に配備する必要があります。

施策の展開方向

- ①消防体制の充実に向けて、消防資機材の整備を図るとともに、消防団活動を支援します。
- ②街頭消防設備などの適切な維持管理を実施します。

主な事業 消防団活動事業／消防施設管理事業

(4) 水害対策の推進

現状・課題

- ◆治水の安全度を高めるため、河川改修を進める必要があります。また、豪雨などにより、浸水被害が懸念されるため、雨水対策の推進が必要です。

施策の展開方向

- ①共同管理者である名古屋市と協力し、久田良木川排水機場の能力増強及び境川改修を進めます。
- ②浸水被害の軽減を図るために、雨水管渠の整備を進めます。

主な事業 河川洪水対策事業／浸水対策事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標3

資料編



基本施策

3

防犯・交通安全

3
すべての人に
安全で快適なまち
をめざす11
防犯や交通安全
に関する情報16
手助けは必要な
時に必要な人に

- (1) 地域の防犯意識の高揚
- (2) 犯罪が起きない生活環境の確立
- (3) 子ども・高齢者の安全対策
- (4) 交通安全思想の普及徹底
- (5) 交通安全環境の整備

(担当課) 防災安全課、建設課

豊山町のめざす姿

防犯灯などにより夜でも明るく、小さな子どもからお年寄りまで、誰もが安全に安心して外出でき、散歩やジョギングを楽しんでいます。また、防犯や交通安全のボランティア活動も盛んで、まちには元気なあいさつが飛び交っています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①犯罪発生件数	件	245 (2018年)	150以下
②交通事故発生件数	件	128 (2018年)	90以下
③交通事故死亡者数	人	2 (2018年)	0

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

防犯、交通安全に関する地域住民の声は、身近な生活環境の中から発せられるものです。顔の見える関係を築き、地域住民や地元企業、関係団体の意見や要望などの把握に努めます。また、警察の専門的な知識の協力を得ながら、安全・安心で住みやすさを実感できるまちづくりを目指します。

関連する個別計画など

◆あいち地域安全戦略2020

施策の内容

(1) 地域の防犯意識の高揚

現状・課題	◆犯罪を少しでも減少させるため、地域の防犯意識を高揚させる必要があります。	施策の展開方向	①警察や防犯協会などのボランティア団体と連携し、パトロールや防犯教室、街頭啓発活動を通じて、地域の防犯意識の高揚を図ります。
-------	---------------------------------------	---------	--

主な事業 防犯協会等への支援事業

(2) 犯罪が起きない生活環境の確立

現状・課題	◆事業所などの立地などにより、人と車の出入りが活発化することが予想されます。それにより、犯罪発生件数の増加が懸念されます。	施策の展開方向	①犯罪の起きやすい場所を把握し、必要に応じて、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設を整備します。 ②県などの関係機関と連携した防犯体制の整備に努めます。
-------	---	---------	---

主な事業 防犯施設整備事業

(3) 子ども・高齢者の安全対策

現状・課題	◆交通・犯罪弱者である子どもや高齢者が関係する犯罪や交通事故が社会問題となっています。	施策の展開方向	①学校、地域、警察が一体となって子どもを犯罪や交通事故から守る体制を強化します。 ②子どもや高齢者の交通事故を減少させるため、高齢者運転免許証返納支援や自転車の安全利用を推進します。
-------	---	---------	--

主な事業 防犯・交通安全教育の実施事業／交通安全対策支援事業

(4) 交通安全思想の普及徹底

現状・課題	◆交通事故を無くすため、一人ひとりの交通安全意識を高める必要があります。	施策の展開方向	①警察や交通安全協会などのボランティア団体と連携し、自転車教室や街頭啓発活動を通じて、交通ルール・交通マナーといった交通安全思想の普及を徹底します。
-------	--------------------------------------	---------	--

主な事業 交通安全協会等への支援事業

(5) 交通安全環境の整備

現状・課題	◆事業所などの立地などにより、人と車の出入りが活発化することが予想されます。それにより、交通事故の増加が懸念されます。	施策の展開方向	①通学路の安全点検を実施し、カラー舗装やハンプ※の設置をはじめとする交通安全施設の整備を進めます。 ②必要な交通規制や信号機の設置を愛知県公安委員会に要望します。
-------	---	---------	--

主な事業 交通安全施設整備事業

※ハンプ 道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促す構造物の総称。機能や形態によって、スピードバンプやスピードクッションなどとも称される。



目標4

助け合い、支え合う健康であたたかなまち

住み慣れた地域の中で、住民や団体などが助け合い、支え合いながら、行政との協働のもとで、健康で笑顔があふれる暮らしを実現できるあたたかな福祉文化のまちを目指します。

1 健康づくり	64
2 地域福祉	66
3 子育て支援	68
4 高齢者福祉	70
5 障がい者福祉	72
6 医療保障	74



基本施策

1

健康づくり



- (1) 成人の健康づくり
- (2) 母子の健康づくり
- (3) 地域医療体制の充実

(担当課) 保険課

豊山町のめざす姿

一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、自らの健康管理に取り組んでいます。また、身近な地域で適切に医療を受け、生涯にわたって心身共に健康的な生活を送っています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①がん検診の受診率	%	30.8 (2018年)	50.0 以上
②乳幼児健康診査受診率(3か月児、10か月児 1歳6か月児、3歳児健康診査)	%	98.1 (2018年)	100.0

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

住民が健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組めるよう、社会全体で支える仕組みを構築するとともに、各年代の健康課題に応じた事業を学校、医療機関、関係機関などと連携して推進していきます。

関連する個別計画など

- ◆第2次とよやま健康づくり21計画
(平成26年度～令和5年度)

施策の内容

(1) 成人の健康づくり

現状・課題	◆生涯を通じ健康でいられるよう、若いうちから健康意識を高め、健康づくりに取り組めるように働きかけていくことが必要です。また、うつ病などの心の病気を防ぎ、すべての世代がここらの健康を保つことが重要です。	施策の展開方向	①若い世代の健康づくりを推進するため、商工会や事業所などの関係機関と連携した健康講座を開催します。また、若年層向けの健康診査について対象年齢の拡大などの充実を図ります。 ②がん検診の受診率向上のため、申込方法や周知方法を改善します。また、新たに胃内視鏡検査を導入するなど検診内容や検診機会の充実など、受診環境の整備に努めます。 ③精神疾患について正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を図ります。
主な事業 健康増進事業			

(2) 母子の健康づくり

現状・課題	◆出産や育児に対する不安や戸惑いを解消し、子育てを楽しいと感じができる地域社会を形成することが必要です。	施策の展開方向	①安心して出産・育児ができるよう、相談や訪問体制の充実を図ります。 ②育児不安を軽減し育児における孤立感を解消するため、子育て支援教室を開催し、母親同士の交流の場を設け仲間作りを支援します。 ③関係機関や関係団体と連携・協働のもと子育て支援を行います。
主な事業 母子保健事業			

(3) 地域医療体制の充実

現状・課題	◆時間外や休日においても必要な医療サービスを受けられるよう、医療体制（第一次・第二次）を維持することが必要です。	施策の展開方向	①二次救急医療機関※や休日診療などの医療情報を町民にわかりやすく情報提供します。 ②医師会と連携し、休日診療（内科・小児科）や外科・歯科の在宅当番診療※を充実します。
主な事業 広域医療圏業務負担事業			

※**二次救急医療機関** 入院や手術を要する救急医療を担う医療機関。

※**在宅当番診療** 当番医院を決めて休日（日曜・祝日・年末年始）に救急患者の対応をする診療制度のこと。

基本施策
2

地域福祉



- (1) 福祉文化の醸成とボランティア活動の促進
- (2) 見守り・支援体制の強化
- (3) 地域福祉に関する情報提供の充実
- (4) 総合福祉センターの運営

(担当課) 福祉課

豊山町のめざす姿

地域住民の誰もが、人や社会との関わりを持ち、住み慣れた家庭や地域で精神的充足感や安心を実感しながら生活しています。また、町民一人ひとりの自立を基本にしながら、人と人、人と地域のつながりを大切にする「あたたかなまち」となっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①ボランティア団体登録数	団体	23 (2018年)	30 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

自助・互助・共助・公助の考え方を基本として、町民個人でできること、ご近所で助け合うこと、地域で助け合い、支え合うこと、行政の支援が必要なことを整理し、各主体が連携しながら役割を担うことで地域福祉を推進します。

関連する個別計画など

- ◆第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）

施策の内容

(1) 福祉文化の醸成とボランティア活動の促進

現状・課題

- ◆福祉活動、ボランティア活動に関わる人の高齢化が進んでおり、新たな人材の育成が必要となっています。

施策の展開方向

- ①若い世代を対象にしたボランティア活動の場を充実させ、人材の発掘と育成に努めます。
- ②活動を希望する住民と、人材を求めるボランティア団体を結び付ける仕組み作りを強化します。

主な事業 小中学生のボランティア体験事業／ボランティアセンターの周知事業

(2) 見守り・支援体制の強化

現状・課題

- ◆一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、子育て世帯や障がいのある人がいる世帯など、支援を必要とする人への見守り体制を強化することが必要です。

施策の展開方向

- ①支援を必要とする人が孤立しないよう、近隣の住民同士で見守る仕組みを充実させます。

主な事業 見守り体制・ネットワーク強化事業／避難行動要支援者支援体制の強化事業

(3) 地域福祉に関する情報提供の充実

現状・課題

- ◆町民への地域福祉に関する活動やイベントなどの情報提供を強化することが必要です。

施策の展開方向

- ①福祉活動の情報発信ができる環境を整備します。

主な事業 各種広報媒体による情報提供事業／社会福祉協議会助成事業

(4) 総合福祉センターの運営

現状・課題

- ◆総合福祉センターの安定的な運営と効果的な連携により、支え合いや助け合いができる関係づくりが必要です。

施策の展開方向

- ①総合福祉センターの施設情報の発信に努め、活用を促進し、町民や団体の地域福祉活動を支援します。
- ②総合福祉センターのあり方について調査研究します。

主な事業 総合福祉センターの活用促進事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標4

資料編



基本施策

3

子育て支援



- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 放課後児童の居場所づくりの充実
- (3) 子育て支援サービスの充実
- (4) 児童虐待防止体制の確立
- (5) ひとり親家庭への支援

(担当課) 福祉課

豊山町のめざす姿

子どもを生み育てたいと願う人々が、子育ての喜びや楽しさを感じながら、安心して子どもを生み、ゆとりを持って育てることができる環境が整っています。また、一人ひとりの子どもが健やかに成長しています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①保育園待機児童数	人	0 (2018年)	0
②放課後児童クラブ※待機児童数	人	0 (2018年)	0

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

子どもや子育てを行う保護者を支える施策を行い、地域の子どもは地域で育てるという意識を醸成します。

関連する個別計画など

- ◆第2期豊山町子ども・子育て支援事業
計画（令和2年度～令和6年度）

- ***放課後児童クラブ** 一般的に「学童保育」と呼ばれる。主に共働き家庭などの小学生に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る施設。
- ***放課後子ども教室** 放課後、子どもたちが安心して活動できる安全な居場所として、普段からなじみのある学校の特別教室などの施設を一時利用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動や様々な体験・交流活動を行う事業。
- ***ワンストップ・サービス** ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。
- ***ファミリー・サポート・センター** 地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
- ***要保護児童対策地域協議会** 保護を要すると定められた要保護児童などへの適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。

施策の内容

(1) 多様な保育サービスの提供

現状・課題	◆待機児童の発生が懸念されており、保育園の運営の強化と既存の保育サービスの充実が必要です。	施策の展開方向	①待機児童が発生しないよう、保育園の運営体制を強化します。 ②保育園における延長保育・休日保育、病児・病後児保育のほか、家庭的保育事業や事業所内託児施設なども含めて、保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。 ③経年劣化が進む保育園の整備について調査研究を進めます。
主な事業 保育園運営事業			

(2) 放課後児童の居場所づくりの充実

現状・課題	◆放課後児童クラブの利用者は増加しており、施設の拡充や指導員の充実が必要です。	施策の展開方向	①放課後児童クラブの待機児童を発生させないように、なかよし会の施設整備や高齢者の力を活用するなど運営体制の強化を図ります。 ②放課後児童クラブなかよし会と放課後子ども教室※の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進します。
主な事業 放課後児童クラブ運営事業			

(3) 子育て支援サービスの充実

現状・課題	◆核家族化やひとり親家庭が増加し、地域の絆が希薄化しており、子育てを地域で支えていく体制づくりが必要です。	施策の展開方向	①妊娠出産から子育て期を通して、あらゆる相談をワンストップ・サービス※で対応する子育て世代包括支援センターの充実を図ります。 ②ファミリー・サポート・センター※をはじめとする子育て支援サービスの充実に努め、子どもの健やかな育ちを支える子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
主な事業 子育て世代包括支援センター事業／ファミリー・サポート・センター運営事業			

(4) 児童虐待防止体制の確立

現状・課題	◆児童虐待の予防・発見に向けた支援体制の強化が必要です。	施策の展開方向	①要保護児童対策地域協議会※を中心に、児童虐待に対する相談の充実と予防、早期発見・早期対応の支援体制を強化します。
主な事業 要保護児童対策事業			

(5) ひとり親家庭への支援

現状・課題	◆ひとり親家庭が増加しており、ひとり親が地域から孤立しないような支援が必要です。	施策の展開方向	①ひとり親が社会から孤立しないよう、関係機関と連携したサポート体制を充実します。
主な事業 ひとり親相談事業			

はじめに

基本構想

基本計画

目標4

資料編



基本施策

4

高齢者福祉



- (1) 介護予防の推進
- (2) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進
- (3) 地域包括ケアシステムの推進
- (4) 高齢者の権利擁護の推進

(担当課) 保険課

豊山町のめざす姿

高齢者が住み慣れた地域の中で、助け合い、支え合いながら地域活動に参加し、生きがいを持って安心して暮らし続けています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①要支援・要介護認定率	%	14.1 (2018年)	18.5 以下
②認知症サポーター養成講座・フォローアップ研修受講者数	人	4,046 (2018年)	5,500 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

要介護状態となることを予防するための個人の意識向上や地域づくりを行うとともに、地域の見守り・支え合い体制の充実を推進します。

関連する個別計画など

- ◆第7次介護保険事業計画
(平成30年度～令和2年度)
- ◆第8次豊山町高齢者福祉計画
(平成30年度～令和2年度)

- ***地域包括ケアシステム** 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
- ***認知症** 物忘れや認知機能の低下が起こり、日常生活に支障をきたしている状態。
- ***成年後見制度** 精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

施策の内容

(1) 介護予防の推進

現状・課題	施策の展開方向
◆加齢や病気などにより心身の機能低下が起こり始めた高齢者の重度化予防及び在宅生活継続の支援を推進するため、多様なニーズに対応する介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。	①要介護状態となることを予防し、高齢者の望む生活が継続できるよう、町独自の多様な訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービスを実施します。

主な事業 介護予防・生活支援サービス事業

(2) 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

現状・課題	施策の展開方向
◆高齢者が地域活動やボランティアを通して、健康で生きがいを持ち積極的に社会参加ができるよう環境づくりを行います。	①徒歩圏内の交流の場が充実するよう住民主体のサロン活動を支援します。 ②産学連携などにより、適切な運動や栄養摂取などの普及を担う高齢者インストラクターを養成し、高齢者の活動・交流・支え合いを推進します。 ③高齢者が培ってきた能力や経験を活かし地域や社会で活躍できるよう、ボランティア活動などを支援します。

主な事業 地域介護予防活動支援事業

(3) 地域包括ケアシステム*の推進

現状・課題	施策の展開方向
◆心身機能の低下や認知症などにより重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。	①認知症*に優しい町を目指し、子ども世代から町内の店舗職員など、あらゆる世代・立場を含めた地域全体で認知症を正しく理解し、認知症の人に対する支援体制の充実を図ります。 ②在宅医療や介護サービスに関する相談窓口の充実や情報の普及、在宅医療に関わる医療・介護関係者の連携体制づくりを実施します。 ③高齢者の生活支援に携わる関係機関との連携体制を強化し、地域課題の情報共有、連携・協働による生活支援・見守り体制などの充実を図ります。

主な事業 家族介護支援事業／在宅医療・介護連携推進事業／生活支援体制整備事業

(4) 高齢者の権利擁護の推進

現状・課題	施策の展開方向
◆認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な高齢者などの金銭管理や医療・介護などの手続きなどについて問題が顕在化しています。	①高齢者や障がい者が安心して地域で生活できるよう、成年後見制度*利用に関する相談や支援体制を充実するとともに、制度の普及に努めます。

主な事業 成年後見制度利用促進事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標4

資料編



基本施策

5

障がい者福祉



- (1) 利用者本位の生活支援体制の整備
- (2) 在宅・施設サービスの充実
- (3) 適切な保健・医療サービスの提供
- (4) 生活環境の整備

(担当課) 福祉課

豊山町のめざす姿

様々な障がいに対応した福祉・保健・医療サービスが提供され、地域住民の障がいに対する理解も高まり、障がいのある人が、自らの意思によって暮らし方を選択でき、地域で安心して暮らせる社会となっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①計画相談数	件	99 (2018年)	132以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

障がい者団体へのヒアリングを行い、障がい者のニーズを把握するとともに、豊山町障害者福祉審議会に諮りながら、施策を的確に実施します。

関連する個別計画など

- ◆第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）
- ◆豊山町障害者福祉計画
(平成27年度～令和2年度)

施策の内容

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

現状・課題	施策の展開方向
◆生活に身近な相談ができるよう、相談支援体制の充実が必要です。	①障がいのある人や障がい者を支える人にとって必要な相談支援体制、生活支援体制を充実するとともに、制度の普及に努めます。

主な事業 身近な相談支援体制の整備事業／成年後見センターの整備事業

(2) 在宅・施設サービスの充実

現状・課題	施策の展開方向
◆町内に福祉関係の事業所が少ない状況となっています。	①グループホーム*の充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備を推進します。 ②町内の事業所が、障がい者にとって、身近で利用しやすい事業所となるよう支援します。

主な事業 広域的障がい者施設への支援事業／「障害者総合支援法」サービスの充実事業
「障害者総合支援法」の円滑な運営事業

(3) 適切な保健・医療サービスの提供

現状・課題	施策の展開方向
◆障がい者の高齢化、障がいの多様化が進んでいます。	①障がい者の高齢化、障がいの多様化に対応した適切な保健・医療サービス体制を整備します。

主な事業 障がい者医療サービスの充実事業／精神保健施策の充実事業

(4) 生活環境の整備

現状・課題	施策の展開方向
◆障害者差別解消法が制定され、障がい者が地域社会に積極的に参加できる環境づくりが必要です。	①障害者差別解消法に基づき、障がい者の社会参加、自己実現につながる環境を整備します。 ②障がいに関する町民の理解を促進します。

主な事業 就労支援の充実事業／情報提供手段の充実事業／居住環境向上への支援事業
障がいに関する町民への理解促進事業

***グループホーム** 病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフなどの援助を受けながら、少人数、一般的の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。

基本施策
6

医療保障



- (1) 国民健康保険の安定した運営と医療費の抑制
 (2) 時代に見合った福祉医療制度の充実

(担当課) 保険課、税務課

豊山町のめざす姿

住民生活の基本となる健康的な暮らしを支える社会保障の仕組みが整い、子どもからお年寄りまで、誰もが健康の維持増進を図り、安心して医療を受けられるまちとなっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①特定健診※受診率	%	37.7 (2018年)	60.0 以上
②特定保健指導※実施率	%	44.7 (2018年)	60.0 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

町民一人ひとりが自らの健康を考え、健康づくりに取り組む意識を育てるとともに、町民、地域、医療機関などと行政との協働により施策を推進します。

関連する個別計画など

- ◆第3期豊山町国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）
- ◆データヘルス計画
(令和2年度～令和5年度)

***特定健診** 特定健康診査。40～74歳の保険加入者を対象として行う健康診断のこと。「メタボ健診」と呼ばれることも多い。内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）をはじめとする生活習慣病の発見や生活習慣の改善などを目的として基本的な健診を実施する。

***特定保健指導** 特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高いと思われる方に対して、リスクの程度に応じて医師、保健師、管理栄養士などによる動機付け支援、または積極的支援を行うこと。

施策の内容

(1) 国民健康保険の安定した運営と医療費の抑制

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆糖尿病重症化予防をはじめとする保健事業の充実を進め、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、国保税率の見直し、収納率の向上により、安定した国保運営を目指します。</p>	<p>①SNS配信を活用した受診勧奨を行い、40歳から64歳の特定健康診査の受診率の向上に努めます。 ②健診などで選定されたハイリスク者に対する受診勧奨や保健指導を行うことにより早期の治療を進めることで、重症化予防に取り組みます。 ③収納体制を強化し、国保税収納率の向上に努めます。</p>

主な事業 糖尿病性腎症重症化予防事業／特定健康診査受診勧奨事業／収納率向上事業

(2) 時代に見合った福祉医療制度の充実

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆国民健康保険をはじめとする医療保険制度改革が行われ、制度改革への的確な対応が必要です。</p>	<p>①医療制度改革に合わせて福祉医療の見直しを行うとともに、各種医療給付の充実に努めます。</p>

主な事業 医療給付適正化事業／福祉医療事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標4

資料編



目標5

いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち

子どもからお年寄りまで、ライフステージや能力・意欲に応じた学習活動や社会活動に取り組むことができ、学校と家庭、地域の一層の連携のもとで学校教育の充実を図り、豊かな心と生きる力に満ちた人を育むまちを目指します。

1 生涯学習	78
2 家庭教育	80
3 学校教育	82
4 芸術・文化	86
5 スポーツ	88



基本施策

1

生涯学習



- (1) 学ぶ機会の充実
 (2) 社会教育施設の整備・充実

(担当課) 生涯学習課

豊山町のめざす姿

多様な生涯学習の機会が提供され、すべての町民が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちのにぎわいを育んでいます。生涯学習の拠点は、町民が安心して利用できるよう整備されています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①生涯学習講座・教室の参加者数 (スポーツを除く)	人	220 (2018年)	270以上
②生涯学習ボランティアバンクの登録者数	人	33 (2018年)	40以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

生涯学習関係団体とのさらなる協力関係を推進するとともに同団体の自主・自立の支援を促進します。

関連する個別計画など

- ◆豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（令和2年度～令和11年度）
- ◆社会教育センター長寿命化計画
- ◆子ども読書活動推進計画
(令和3年度～令和7年度)

施策の内容

(1) 学ぶ機会の充実

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆価値観やライフスタイルの多様化、余暇時間の増加などに伴い、町民の学習意欲もより高まり、町で開催している講座や教室などにおいて、一層満足度の高い学習機会の提供が必要です。また、講座をきっかけにした学びの循環を作り出していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①町民の興味・関心を反映させた新たな講座の企画、産学官との連携による各種講座や教室の開講など、より満足度の高い学習機会の充実を図ります。 ②生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環をつくります。 ③生涯学習関係団体と協調しながら、関係団体の自主的・自立的活動を支援します。

主な事業

学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業／生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業／生涯学習ボランティアの養成事業

(2) 社会教育施設の整備・充実

現状・課題	施策の展開方向
<p>◆社会教育施設の運営効率化を図るため、老朽化施設などの整備が課題となっており、町民にとって利便性が高く充実した施設の提供が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会教育センターの劣化度などを調査して長寿命化を図るなど、適正な維持管理を行うとともに、施設・設備の改善・充実などにより、施設の有効活用を図ります。 ②同施設の改修により、図書室、ホール、アリーナなどを時代の要請に応じた施設とし事業の活性化を図ります。また、高齢者や障がい者などに優しい施設を整備します。

主な事業

社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業／社会教育施設の整備・充実事業



基本施策

2

家庭教育



- (1) 家庭の教育力向上の支援
- (2) 地域の教育力向上への支援
- (3) 子どもの豊かな心を育む学習支援

(担当課) 生涯学習課、福祉課

豊山町のめざす姿

親子の対話やしつけなど家庭での親の役割が適切に發揮され、家族のふれあいが深まっています。また、学校と家庭、地域が一体となって子育ての支援や家庭教育を進めています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①乳幼児学級の年間受講者数	人	158 (2018年)	200 以上
②ふれあいひろばの種目数（小学生）	種目	16 (2018年)	18 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

青少年育成団体とのさらなる協力関係を推進するとともに、同団体の自主・自立の支援を促進します。

次代を担う青少年の育成について、地域、家庭、関係行政機関がより連携を深めて推進します。

関連する個別計画など

- ◆豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（令和2年度～令和11年度）

施策の内容

(1) 家庭の教育力向上の支援

現状・課題

◆子育て家庭が抱える不安や悩みは多様化・複雑化しており、変化への対応が必要です。また、家庭教育相談の機会が十分に活用されていないため改善が必要です。

施策の展開方向

- ①乳幼児や親子を対象とした交流や情報交換の機会を拡充するとともに、周知方法を改善し子育て世帯の参加を促します。
- ②子育て世帯のニーズをふまえ、子育てや家庭教育に関する講演会を開催します。

主な事業　家族ふれあい事業／家庭教育講演会事業

(2) 地域の教育力向上への支援

現状・課題

◆学校と地域の一層の連携・協働が必要です。3つの小学校のうち、放課後子ども教室*を運営しているのは1校のみです。また、ふれあいひろばなどの事業は、一層の参加を促進する余地があります。

施策の展開方向

- ①放課後子ども教室やふれあいひろばをさらに充実させることにより、子どもの居場所づくりを推進します。
- ②放課後児童クラブ*なかよし会、放課後子ども教室の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進します。

主な事業　放課後子ども教室事業／ふれあいひろば事業

(3) 子どもの豊かな心を育む学習支援

現状・課題

◆スポーツ少年団などの活動が活発に行われ、青少年育成会議など地域で子どもの健全な育成を見守り、支援する体制がつくれています。

施策の展開方向

- ①青少年リーダーの発掘、養成を図るとともに、スポーツ少年団や子ども会の活性化、青少年健全育成のための諸活動の充実と連携に努めます。
- ②子育てに関わる部局間で相互に情報を共有し、連携を深めます。

主な事業　青少年育成団体活動費助成事業／青少年生活指導事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標5

資料編

*放課後子ども教室 放課後、子どもたちが安心して活動できる安全な居場所として、普段からなじみのある学校の特別教室などの施設を一時利用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動や様々な体験・交流活動を行う事業。

*放課後児童クラブ 一般的に「学童保育」と呼ばれる。主に共働き家庭などの小学生に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る施設。



基本施策

3

学校教育



- (1) 新たな学びへの対応
- (2) 教育環境の整備・充実
- (3) きめ細やかな教育の充実
- (4) 学校給食の充実
- (5) 地域に開かれた学校運営の推進

(担当課) 学校教育課、建設課、福祉課、防災安全課

豊山町のめざす姿

快適な教育環境のもと、子どもたちが自発的に課題に取り組み、活発に意見を交わしながら楽しく学ぶとともに、夢と志を持ち可能性に挑戦する力を発揮しています。学校と地域は相互に関わり合い、町全体で子どもの成長を支えています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①学校施設の全整備面積の改修率	%	0 (2018年)	25以上
②特別教室の空調設置率	%	29.3 (2018年)	100

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

学校運営や施設整備について町民はもとより行政各分野との連携を深め、地域に開かれた学校運営の推進と新たな行政課題に的確に対応します。

関連する個別計画など

◆豊山町教育の大綱

施策の内容

(1) 新たな学びへの対応

現状・課題	◆2020年新学習指導要領によりプログラミング教育や小学校での外国語科が必修となるなど新たな対応が必要です。	施策の展開方向	① I C T*機器の導入と活用を推進し、分かり易く魅力ある授業を提供します。 ② プログラミング教育や外国語指導体制の充実など、新学習指導要領に的確に対応します。 ③ 中学生の国際交流を実施します。
-------	--	---------	--

主な事業 I C T機器の活用推進事業／外国語教育の充実事業

(2) 教育環境の整備・充実

現状・課題	◆小中学校は築年数が50年以上経過した校舎もあり、老朽化対策や多様な児童生徒へ配慮したバリアフリー設備が必要です。 ◆児童生徒がのびのびと学習ができる環境を整備します。	施策の展開方向	①学校施設の改修または長寿命化計画を策定し、教育環境を整備します。 ②長寿命化計画の実施により、防災、生涯学習、生涯スポーツにも活用できるよう学校施設を整備します。 ③特別教室への空調設備の整備など、教育環境の整備・充実を図ります。
-------	---	---------	--

主な事業 学校施設整備事業／教員の働き方改革の推進事業

(3) きめ細やかな教育の充実

現状・課題	◆学習意欲向上や学力向上のため、一人ひとりの個性や成長に合ったきめ細やかな教育が必要です。 ◆特別な支援を必要とする児童生徒への支援に加え、いじめや不登校といった問題への対応も必要です。	施策の展開方向	①少人数教育やチームティーチング*を推進し、きめ細やかな授業を提供します。 ②特別支援教育の充実を図り、誰もが同じように学べる教育環境を整備します。 ③いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー*の配置など支援体制の充実を図ります。
-------	--	---------	--

主な事業 少人数教育、チームティーチングの推進事業／特別支援教育への対応事業
いじめ・不登校への対応事業

* I C T Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

* チームティーチング 複数の教員が協力して授業を行う指導方法。

* スクールカウンセラー 学校で児童生徒たちの心のケアを行う人。



(4) 学校給食の充実

現状・課題

- ◆学校給食衛生管理基準に基づき、より安全で安心できる学校給食の提供が必要です。
- ◆食物アレルギー※を持った児童生徒が増加傾向にあり、食物アレルギー対応が必要です。

施策の展開方向

- ①新給食センターは学校給食衛生管理基準に適合した施設とし、より安全で安心して食べられる学校給食を提供します。
- ②食物アレルギーを持った児童生徒へ配慮した学校給食を提供します。

主な事業 新給食センターの適正な運営事業／食物アレルギー対応の促進事業

(5) 地域に開かれた学校運営の推進

現状・課題

- ◆子どもの育成には、学校だけではなく地域社会との連携・協力が必要です。
- ◆学校と家庭・地域社会が相互に関わり合い、共に子どもたちを育てていくという視点に立った、開かれた学校運営が必要です。

施策の展開方向

- ①学校評議員※や学校関係者評価委員による学校評価活動に保護者をはじめ地域住民の参画を促し、地域で学校運営を評価・改善していきます。
- ②外部講師や部活動指導員を招き、地域の教育活動への参画を促します。
- ③PTAが行う通学路安全見守り事業を支援し、学校と保護者が共に子どもの安全を見守る体制を推進します。

主な事業 学校評価委員会事業／外部講師の充実事業／PTA通学路安全見守り事業への支援事業

***食物アレルギー** 特定の食品によって引き起こされる生体にとって不利益な症状（皮膚、粘膜、消化器、呼吸器、アナフィラキシー反応など）のこと。

***学校評議員** 学校運営に関して意見を述べる人。

はじめに

基本構想

基本計画

目標5

資料編

基本施策
4

芸術・文化



- (1) 芸術・文化活動の推進
 (2) 文化財・郷土資料の保存・活用

(担当課) 生涯学習課

豊山町のめざす姿

すべての町民が芸術・文化活動に親しみ、町民の創造性が育まれ、地域社会に潤いがもたらされています。また、地域の伝統・文化を大切にし、継承する意識が醸成されています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①お昼のときめきコンサート年間入場者数	人	161 (2018年度)	300以上
②芸術・文化活動の成果を発表する場の回数	回	2 (2018年度)	6以上
③郷土資料室における企画展の回数	回	2 (2018年度)	4以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

潤いある地域社会を形成するため、町民協働による芸術・文化活動を推進するとともに、地域文化の保護・継承に努めます。

関連する個別計画など

- ◆豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（令和2年度～令和11年度）

施策の内容

(1) 芸術・文化活動の推進

現状・課題	◆文化振興事業の充実を図るとともに、芸術・文化活動などを発表する機会・場所を拡充する必要があります。	施策の展開方向	①文化振興団体や芸術・文化活動グループなどと協力して町民の芸術・文化活動を支援し、活動成果を発表する場の充実を図ります。 ②文化振興事業やお昼のときめきコンサートをはじめとした既存事業の充実や、芸術団体との連携により、町民が芸術・文化に触れる機会を提供します。
主な事業 文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業／芸術・文化団体への支援事業			

(2) 文化財・郷土資料の保存・活用

現状・課題	◆文化財保護の重要性などを啓発するとともに、文化財や郷土資料を適切に保存・管理していくことが必要です。 ◆町制 50 年の節目にあたり、町の歴史や伝統を後世に伝える必要があります。	施策の展開方向	①郷土資料室を適正に管理・運営し、企画展など展示事業を実施します。 ②文化財研究会との連携などにより、文化財や郷土資料の収集・保存・活用を図ります。 ③歴史的資料の収集・保存を進め、町の歩みを記録・編集した「豊山町 50 年史（仮称）」を刊行します。 ④伝統・文化を継承し、次世代を担う指導者の発掘・育成に努めます。
主な事業 文化財の保存・活用事業／郷土資料室の再生事業／豊山町史編纂事業			

はじめに

基本構想

基本計画

目標5

資料編

基本施策
5

スポーツ



- (1) スポーツに関わる機会の創出
- (2) スポーツによる町のにぎわいづくり
- (3) スポーツ施設・環境整備の推進

(担当課) 生涯学習課

豊山町のめざす姿

子どもからシニア世代まで、生涯にわたり一人ひとりの興味やライフスタイルに応じて、様々な形でスポーツに関わりを持ち、スポーツに親しむ“生涯スポーツ社会”が形成されています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①スポーツ教室などへの参加者数	人	476 (2018年)	700 以上
②スポーツ施設の利用件数	件	1,644 (2018年)	2,000 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

スポーツ教室やイベントの企画・開催など、スポーツ関係団体と連携・協力し、スポーツを様々な角度（する・観る・支える）から楽しめる機会をつくります。

関連する個別計画など

- ◆豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（令和2年度～令和11年度）

施策の内容

(1) スポーツに関わる機会の創出

現状・課題

◆子どもからシニア世代まで、気軽に参加できるスポーツの機会を充実させが必要です。

施策の展開方向

- ①住民のニーズを把握し、誰もが気軽に参加できるスポーツ（ニュースポーツ）教室を開催します。
- ②個人の年齢・体力・目的にあったスポーツを提供できる人材を育成していきます。
- ③総合型地域スポーツクラブ※の設置について調査研究を進めます。

主な事業 スポーツ教室・講習会の開催事業／指導者の育成支援事業

(2) スポーツによる町のにぎわいづくり

現状・課題

◆健康寿命※の向上や地域の活性化のために、スポーツを通じた町のにぎわいづくりの充実が必要です。

施策の展開方向

- ①町民体育大会やエアポートビューマラソンを開催するなど、スポーツに参加しやすい環境づくりを一層推進します。
- ②愛知駅伝を活用しスポーツを通じたにぎわいづくりを実現します。

主な事業 スポーツ大会の開催事業／愛知駅伝への参加・支援事業

(3) スポーツ施設・環境整備の推進

現状・課題

◆多様化する町民のスポーツに対するニーズに応じた施設の整備が必要です。また、町民が安心してスポーツを楽しめるよう老朽化した施設の改修が必要です。

施策の展開方向

- ①社会教育センターの長寿命化計画に基づくアリーナの改修などを行い、安全・安心に生涯スポーツを楽しむ施設を整備します。
- ②新たな社会の変化に伴う多様なニーズに対応する生涯スポーツ施設の整備について調査研究します。

主な事業 スポーツ施設の改修事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標5

資料編

*総合型地域スポーツクラブ 幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。1つの種目だけでなく多種目のスポーツ活動を行うとともに、多世代、多志向での活動を行う。

*健康寿命 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。



目標6

にぎわいを生み出す個性豊かなまち

空港やその周辺の企業・施設などを活かした航空宇宙産業をはじめとする産業の育成を図るとともに、農業の振興、既存の商工業や観光の振興などの産業振興を行い、にぎわいを創出する個性豊かなまちを目指します。

- | | |
|------------|----|
| 1 商工業..... | 92 |
| 2 農業..... | 94 |
| 3 観光..... | 96 |



基本施策

1

商工業



- (1) 地域産業の育成
- (2) 企業の立地促進
- (3) 雇用の安定・促進

(担当課) 産業・都市政策課

豊山町のめざす姿

空港周辺が国内有数の航空宇宙産業の拠点となり、北部市場周辺には関連企業が集積しています。また、これら2つの拠点を中心に、地元商店や事業所など町全体の経済活動が活発となり、雇用が拡大されています。



Mitsubishi SpaceJet Family
© Mitsubishi Aircraft Corporation

●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①事業所数（全産業）	所	913 (2016年)	930以上
②町支援制度活用による新規立地事業所数	所	0 (2018年)	10以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

産学官の連携のもと、企業や大学の有する専門的な情報などの提供を得て、商工会を中心に商工業の活性化を図り、町の活性化につなげます。

関連する個別計画など

—

施策の内容

(1) 地域産業の育成

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆本町の商工業の発展に向け、地域商工業者を支援する商工会との連携を強化する必要があります。 ◆中小企業者の経営基盤の強化を図るため、経営相談や資金融資などの支援に取り組んでいます。 ◆新規創業などを支援し、商工業を通じて地域の活力を維持する必要があります。
主な事業	地域産業育成事業／商工会活動支援事業／小規模企業等振興資金の利用促進事業

施策の展開方向

- ①事業承継や創業希望者への支援を強化するなど、商工会と連携し、地域産業を育成します。
- ②商工業振興資金や創業等支援資金の信用保証料補助、利子補給を引き続き行い、商工業者の支援に努めます。

(2) 企業の立地促進

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆本町の中核的な産業である航空宇宙産業や北部市場周辺の卸売・物流産業を中心として、継続的に地域の活力を維持するために企業の誘致を図る必要があります。
主な事業	企業立地促進事業

施策の展開方向

- ①企業誘致施策を設けるなどして、航空宇宙産業をはじめとする先端産業関連の企業の立地を促進します。
- ②北部市場周辺（大山・幸田地区）には、市場機能を補完する企業などの誘致を推進し、にぎわいの創出に取り組みます。

(3) 雇用の安定・促進

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆名古屋中職業安定所などと連携して情報提供を進め、地元での雇用機会を拡大し、求職者の就業を支援していく必要があります。
主な事業	就業支援事業／労働者福利厚生推進事業

施策の展開方向

- ①高齢者や女性、障がい者、外国人などの雇用拡大を図るため、労働関係機関との連携を強化し、求人情報の収集、提供により円滑な就業を促進します。
- ②労働者の福利厚生活動を支援するため関係機関と連携し、労働者福祉の充実に努めます。

はじめ

基本構想

基本計画

目標6

資料編



基本施策

2

農業



- (1) 農業基盤の維持管理
- (2) 農業経営の安定化
- (3) 農地を活かしたまちづくり

(担当課) 建設課

豊山町のめざす姿

農業施設の適正な維持管理により、水田へ安定した農業用水が供給され、安定した農業経営が行われています。また、農地のレクリエーション的活用により、土に親しみ、町民の農業への関心が深まっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①基幹農業用ポンプの整備・更新基数	基	6.0 (2018年)	10.0 以上
②基幹農業用堰の整備・更新基数	基	1.0 (2018年)	2.0 以上
③耕作放棄地※の面積	m ²	0.0 (2018年)	0.0

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

都市計画や産業施設との調和のもと農地の保全に努めます。また、農業従事者が安心して農作業に取り組めるように、区委員などと連絡調整を密にし、適切に農業施設の整備や維持管理を推進します。

関連する個別計画など

—

*耕作放棄地 農作物が1年以上作付けされず、農家が数年内に作付けする予定がないと回答した田畠、果樹園のこと。

施策の内容

(1) 農業基盤の維持管理

現状・課題	◆基幹農業施設が老朽化しているため、再整備が必要です。	施策の展開方向	①農業用ポンプや堰、樋門など農業施設の計画的な改修を進め、安定的に農作物を生産できる環境を維持します。
-------	-----------------------------	---------	---

主な事業 農業施設の定期的な更新事業／農業委員会等との情報共有事業

(2) 農業経営の安定化

現状・課題	◆農業の担い手の高齢化と、後継者不足が進んでいます。新規就農などの農業の担い手不足の解消が必要です。	施策の展開方向	①農業協同組合、農地中間管理機構※と連携して、農地の有効活用を推進し、新たな農業の展開に向けた調査研究を行います。
-------	--	---------	---

主な事業 農地活用検討事業

(3) 農地を活かしたまちづくり

現状・課題	◆農地の減少により、町民と農のふれあいの場、農地が有する保水機能、良好な自然景観が減少しており、農地の保全が課題となっています。	施策の展開方向	①町民が農業を身近に感じられる町民農園は、適正な運用を図るとともに、今後の農園のあり方について検討します。 ②洪水防止、景観保全の観点からも、農地の適切な維持管理を推進します。
-------	--	---------	---

主な事業 町民農園運営事業／農地の維持管理事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標6

資料編

*農地中間管理機構 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、都道府県に設置された農地の中間的受け皿組織のことで、通称は「農地バンク」と呼ばれる。

基本施策
3

観光



- (1) 産業観光の推進
- (2) 観光資源の魅力向上

(担当課) 産業・都市政策課

豊山町のめざす姿

空港を中心とした産業観光資源などに多くの人が集まり、魅力が町内外に発信され、本町に「訪れたい人」がたくさんいます。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①県営名古屋空港利用者数	万人	90 (2018年)	95以上
②航空館 boon 年間入館者数	人	53,503 (2018年)	75,000以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

産学官の連携のもと、企業や大学の有する専門的な情報などの提供を得て、観光の活性化を図ります。

まちおこしに意欲のある住民とともに、観光振興・地域活性化に取り組みます。

関連する個別計画など

—

施策の内容

(1) 産業観光※の推進

現状・課題

- ◆空港やあいち航空ミュージアム、国産ジェット旅客機最終組立工場見学施設、航空館boonなどの産業観光資源を効果的に活用し、継続的なぎわいを創出することで、地域の活力につなげる必要があります。

施策の展開方向

- ①町外からの積極的な観光誘客を促進するため、観光情報発信力の強化に取り組みます。
- ②「ヒコーキのまち」をテーマにした観光推進・地域活性化事業を実施し、「ヒコーキの聖地」化を目指します。
- ③航空機産業をはじめとする事業者、旅行業者、住民団体との連携による産業観光推進体制を構築します。
- ④地域の商工業者との連携による土産物開発に取り組みます。
- ⑤観光誘客の促進に向けた取組の効果を相乗的に高めるため、周辺地域や関連地域との連携を推進します。

主な事業 「ヒコーキのまち」推進事業／産業観光推進事業

(2) 観光資源の魅力向上

現状・課題

- ◆県営名古屋空港を活かした誘客への取組が引き続き必要です。本町の主要な観光資源・集客施設である航空館boonの機能向上が必要です。

施策の展開方向

- ①地域の歴史、文化、自然、産業などを改めて見つめ直し、魅力の発掘や開発に取り組みます。
- ②航空館boonは、民間活力の活用可能性も含めて有効活用策を検討し、神明公園と一体的に機能向上を図ります。

主な事業 産業観光魅力向上事業

はじめに

基本構想

基本計画

目標6

資料編

*産業観光 歴史的・文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心に触れることが目的とした観光をいう。



目標7

住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち

安定した行財政基盤の構築を進めるとともに、自助・共助・公助の理念を尊重し、情報の提供と共有、様々な交流や連携で人材育成を進め、住民と行政が共に考え、行動し、協働と信頼のもとに支え合うまちを目指します。

1 協働	100
2 コミュニティ	102
3 交流・共生	104
4 行政運営	106
5 財政運営	108
6 広域行政	110



基本施策

1

協働



(1) 協働のまちづくりの意欲醸成と参画の充実

(2) 産学官の連携強化

(担当課) 総務課、福祉課、産業・都市政策課

豊山町のめざす姿

町民、企業、大学など多様な人、組織が町政へ参画する機会が拡大しています。また、幅広い年代から新たなまちづくりの担い手が生まれ、本町ならではの、顔の見えるコンパクトな協働社会が持続しています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①豊山町協働フォーラムの開催回数	回／年	- -	1以上
②とよやまD Eないと*の来場者数	人	3,344 (2017年)	3,800以上
③地元企業・大学との産学官連携事業の件数	件	0 (2019年)	2以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

様々な行政分野において住民協働を積極的に推進できるよう、協働によるまちづくりの機運醸成と、町政に参加する機会の創設に取り組みます。

関連する個別計画など

◆豊山町協働のまちづくり指針

*とよやまD Eないと 毎年開催される豊山町の夏祭り。

施策の内容

(1) 協働のまちづくりの意欲醸成と参画の充実

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民意向調査の結果、町政への関心・まちづくり活動への参加意向が低下しています。持続的に町民の主体性を引き出していくことが求められています。 ◆令和4(2022)年4月に町制施行50周年を迎えること、これまでの振り返りとともに、未来につながる取組を進めるための良い機会となります。 	施策の展開方向	<ol style="list-style-type: none"> ①町民討議会議※を継続するなど、町民の町政への関心を高めるとともに、協働によるまちづくり活動への参画意欲を醸成します。 ②ボランティアやNPOなどの自主的な活動が進むよう、団体間の横のつながりを強化するなど、NPO・住民活動の支援体制の充実を図ります。 ③町制施行50周年を節目とした記念事業を実施し、次の50年に向けた町政の歩みを進める機会とします。
主な事業	町民討議会議の開催事業／豊山町協働フォーラムの開催事業／NPO・ボランティア団体支援事業／とよやまD Eないと運営事業／町制施行50周年記念事業		

(2) 産学官の連携強化

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元企業及び大学などの情報の共有が不足しています。協働によるまちづくりを持続するために、産学官による情報共有が求められています。 	施策の展開方向	<ol style="list-style-type: none"> ①官学連携協定※に基づく大学との連携事業を進めるとともに、地元企業などを含めた産学官による情報交換の場を創設します。
主な事業	産学官情報共有ネットワーク形成事業／地元企業や大学との産学官連携事業		

***町民討議会議** 様々な世代の町民を対象に、無作為に抽出した町民の中から参加者を募集し、将来のまちづくりのあり方や、施策内容に関する意見・提案などをいただく機会として開催する会議。

***官学連携協定** 魅力あるまちづくりの推進や地域産業の振興を図っていくため、それぞれが持つ知的・人的・物的資源を相互活用するなど、大学などと連携していくために協定を締結すること。



基本施策

2

コミュニティ



- (1) コミュニティの意識啓発と参加誘導
- (2) 公民館の利用促進と施設整備への補助
- (3) コミュニティ拠点の形成

(担当課) 総務課

豊山町のめざす姿

町民に地域活動への自主的な意識が芽生え、地区単位での活動が活発になっています。それにより地域の活力が増し、にぎわいが生まれるとともに、町民同士の良好な人間関係が育まれています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①自治会への加入率	%	55.6 (2019年)	60.0 以上
②地域と行政をつなぐ職員の育成事業における参加職員数（延べ人数）	人	- -	30 以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

自治会への加入率を高め、様々な課題に対して、協働のまちづくりを進める環境づくりを目指します。

関連する個別計画など

—

施策の内容

(1) コミュニティの意識啓発と参加誘導

現状・課題	◆自治会への加入率の低下、自治会役員などの担い手不足が課題となっています。また、以前から住んでいる町民と新しい町民が混在する地区が増えています。	施策の展開方向	①自治会への加入手引きの作成、地域コミュニティに関する講演会の開催、地域と行政をつなぐ職員の育成など、自治会と町行政が一体となって、自治会への加入促進に向けた取組を行います。 ②新旧町民が融和した良好なコミュニティを形成するため、地域の絆づくりや自治会活動の充実を図ります。
主な事業 コミュニティ参加啓発事業			

(2) 公民館の利用促進と施設整備への補助

現状・課題	◆コミュニティ活動の拠点となる地域の公民館などの老朽化が進んでおり、老朽化した公民館の整備が求められています。	施策の展開方向	①コミュニティ活動の拠点となる地域の公民館などの有効利用を促します。 ②施設の状態や地域のニーズをふまえ、公民館の施設整備を支援します。
主な事業 公民館利用推進事業／公民館建設補助事業			

(3) コミュニティ拠点の形成

現状・課題	◆コミュニティの活性化を図るために、社会教育センター周辺地区において、住民や在勤者が集い交流できる場のあり方について検討する必要があります。	施策の展開方向	①社会教育センター周辺地区において、住民・在勤者の交流の場となるコミュニティ拠点機能の充実を図ります。
主な事業 コミュニティ拠点充実事業			

はじめに

基本構想

基本計画

目標7

資料編



基本施策

3

交流・共生



- (1) 多文化共生の推進
- (2) 多様性を認め合う共生社会
- (3) 友好交流都市との交流

(担当課) 総務課、福祉課、学校教育課

豊山町のめざす姿

性別や年代、国籍などによらず、お互いの考え方や文化の違いを理解し、尊重し合いながら共に交流し暮らしています。また、国内都市や海外との交流が活発化し、様々な都市・地域交流や国際交流の輪が広がっています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①外国人住民との懇談会開催回数	回／年	- -	4以上
②姉妹地域国際交流サポーター人数	人	- -	50以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

町内に暮らす外国人もまちづくりを支えるパートナーです。多様な立場の人々がお互いを認め合い、協力し合うことでより暮らしやすいまちづくりを進められます。

国際交流を進める住民団体と積極的に連携・協働します。

関連する個別計画など

- ◆豊山町男女共同参画社会計画
(平成24年度～令和3年度)

施策の内容

(1) 多文化共生※の推進

現状・課題	◆外国人住民の増加を見据え、生活基盤支援を充実させるほか、地域における様々な地域活動やイベントに参加することで、つながりを強化し、地域住民とおだやかに共生できる地域づくりが必要です。	施策の展開方向	①外国人向けの日常的な相談体制や情報提供体制の充実により、外国人が地域社会の一員として暮らせるよう支援します。 ②イベントや懇談会などを通じて日本人と外国人の住民が交流し、外国人が地域づくりに参加できる仕組みづくりを推進します。 ③窓口における多言語対応や多言語表記などを推進し、外国人の住民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。
-------	---	---------	--

主な事業　　外国人住民との懇談会事業／外国人住民の暮らし支援事業

(2) 多様性を認め合う共生社会

現状・課題	◆町民、職員が、あらゆる人々の個性や、価値観を認め合う意識の向上を図るとともに、支援を充実させることで、「共に生きる社会」の実現を目指すことが必要です。	施策の展開方向	①あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画できる社会を目指します。
-------	--	---------	--

主な事業　　男女共同参画推進事業／人権啓発事業

(3) 友好交流都市との交流

現状・課題	◆友好交流都市の多様な地域特性を生かし、地域間交流を図る必要があります。 ◆米国ワシントン州グラント郡との姉妹提携締結に伴い、学生交換留学をはじめとした国際交流を進めることで、町民が外国文化に触れ、理解を深めることができます。	施策の展開方向	①友好交流都市との人的、文化交流など、共通の目的を持った交流を推進します。 ②児童生徒が主体的に情報を活用できるようにするための外国語や多文化についての学習機会の充実を図ります。 ③国際交流を推進するための住民団体を支援し、協働を推進します。
-------	--	---------	---

主な事業　　高齢者文化交流事業／友好都市交流事業／町内ホームステイ事業
中学生海外派遣事業／国際交流推進事業

***多文化共生**　国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



基本施策

4

行政運営



- (1) 適正で効率的な行政運営
- (2) 広報・広聴の充実
- (3) 情報システムの適切な運用
- (4) 時代の変化に対応した職員の育成

(担当課) 総務課

豊山町のめざす姿

町民と行政は、様々なメディアや直接対話、住民ニーズへの的確な対応などを通じて、相互理解に立脚した信頼関係で結ばれています。町民と行政は、「自助・共助・公助」の理念を共有し、役割分担のもとに様々な課題に取り組んでいます。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①RPA※導入業務数	件	0 (2019年)	5以上
②町公式ホームページのアクセス件数	件	880,000 (2019年)	1,000,000以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

住民は、町政に関心を持ち、意識調査などに協力します。行政は、住民からの意見などの収集と町政情報の発信に努めます。

関連する個別計画など

- ◆第5次豊山町行政改革大綱
(令和2年度)

- ***RPA** Robotic Process Automation の頭文字をとったもので、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと。
- ***AI** Artificial Intelligence の頭文字をとったもので、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わって行うコンピュータプログラムをつくる科学と技術。
- ***ICT** Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。
- ***スマート自治体** AIなど先進技術を積極的に駆使しながら、職員が付加価値の高い業務に注力できる体制を構築し、効果的・効率的に行政サービスを提供すること。
- ***クラウド化** 行政・企業の情報システムなどで、自社内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットやVPNを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

施策の内容

(1) 適正で効率的な行政運営

現状・課題	◆行政情報の管理・運用について、内部統制に関する方針策定と体制整備、監査制度の強化が求められます。また、行政改革大綱に基づく業務の見直しや、AI※やRPAなどのICT※の活用により、スマート自治体※を実現していくことが求められます。	施策の展開方向	①行政改革大綱に基づき、継続した行政改革、民間委託の推進、業務改善の取組、適正な行政運営などを推進します。 ②AIやRPAなどのICTを有効に活用し、スマート自治体の実現に向けた取組を推進します。 ③これまでの内部統制状況や監査結果などをふまえ、効率的・効果的な監査を実施します。
主な事業 内部統制制度の導入事業／指定管理者制度や民間委託の推進事業／RPAの導入事業			

(2) 広報・広聴の充実

現状・課題	◆広報・広聴を充実することにより町民の町政への関心を高め、まちづくりへの主体的な参加を促す必要があります。	施策の展開方向	①町民との直接対話や広報紙、ホームページの活用により広報、広聴活動を積極的に行います。ホームページでは、パブリックコメントやアンケートなどを適宜実施し、住民ニーズを的確に把握します。住民からの相談窓口の充実を図ります。 ②スマートフォンやSNSなどの媒体を有効に活用し、マスメディアへの働きかけも積極的に行い、多様な情報発信に努めます。 ③行政に対する町民ニーズを的確に把握するため、町民意識調査を毎年実施します。
主な事業 広報紙等による情報発信事業／ホームページ運用事業／町民意識調査事業			

(3) 情報システムの適切な運用

現状・課題	◆情報漏えい対策の強化などのセキュリティ対策や災害時などのリスク対策の重要性が増しています。	施策の展開方向	①情報セキュリティ対策を強化するためにシステムを見直します。 ②総合行政情報システムの適切な運用に努め、クラウド化※による災害対策も検討します。
主な事業 情報安全対策指針に基づくセキュリティ体制の強化事業／総合行政情報システム運用事業			

(4) 時代の変化に対応した職員の育成

現状・課題	◆これから時代に合った職員像を明らかにし、人材の育成をすることが求められています。	施策の展開方向	①府外研修へ職員を派遣し、専門知識の習得や他自治体職員との情報交換の場を提供します。また、町独自の実践的な研修を実施します。 ②時代の変化に対応することができる職員を育成するため、人材育成基本方針を見直します。
主な事業 人材育成基本方針の見直し事業			

はじめに

基本構想

基本計画

目標ア

資料編



基本施策

5

財政運営



- (1) 安定的な財源の確保
- (2) 財政計画に基づく財政運営の適正化
- (3) 財源の効率的な配分
- (4) 町有財産の有効活用

(担当課) 総務課、税務課、建設課、会計課

豊山町のめざす姿

適正な課税・徴収と適切な費用負担により自主財源が確保され、空港周辺に企業の集積が進み、税収の増加が図られています。また、公共施設などの再編や改修・更新の効率化や時期の分散化を行い、財政負担の軽減と平準化が図られています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①現年課税分収納率	%	99.3 (2018年)	99.5以上
②滞納繰越分収納率	%	43.4 (2018年)	45.0以上
③新たな財源確保策	件	- -	2以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

町民と行政が町の財政状況についての共通認識を深めるため、適切でわかりやすい財政状況の公表を行います。財政健全化による健全化判断比率や地方公会計制度※に基づく財務諸表をわかりやすく公表し、説明責任を果たすことにより、財政状況とその運営の信頼性を高めます。

関連する個別計画など

◆豊山町公共施設等総合管理計画

(平成29年度～令和8年度)

※**地方公会計制度** 地方公共団体で行われている会計のことをいい、一般会計、特別会計及び公営企業会計の3種類から成る。

施策の内容

(1) 安定的な財源の確保

現状・課題	◆安定した財政運営を行うため、ふるさと寄附金制度を効果的に活用するほか、新たな財源確保策を検討する必要があります。	施策の展開方向	①町税などの収納率向上を目指し、町有財産や町のメディアを広告媒体として活用するなど、安定的な財源を確保します。 ②受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料などの負担の適正化に取り組みます。 ③ふるさと寄附金制度は、国の動向を注視し、返礼品に頼らない運用方法を検討します。
-------	---	---------	---

主な事業 受益者負担の適正化事業／財源確保事業／ふるさと寄附金事業／収納率向上事業

(2) 財政計画に基づく財政運営の適正化

現状・課題	◆地方公会計制度に基づく財務諸表の作成・公表に取り組んでおり、財務諸表や財務情報の有効活用が求められています。	施策の展開方向	①中長期の財政計画を策定し、会計事務の見直しを行うなど、健全な財政運営を進めます。
-------	---	---------	---

主な事業 財政運営事業

(3) 財源の効率的な配分

現状・課題	◆事業の優先化を行うことで、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を図ることが求められています。	施策の展開方向	①P D C Aサイクル*による総合計画の進行管理を行い、実施計画と予算編成との連動性を密にした選択と集中を行うことで、事業の重点化や優先化を図ります。
-------	---	---------	--

主な事業 財政運営事業

(4) 町有財産の有効活用

現状・課題	◆公共施設の老朽化への対応が必要です。また、町有財産の有効的な活用方法を検討する必要があります。	施策の展開方向	①公共施設等総合管理計画に基づき、各種公共施設の個別計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。 ②町有財産については、売却を含め、地域の活性化につながる活用方法を検討します。
-------	--	---------	---

主な事業 公共施設等総合管理計画の推進事業／財産管理事業

はじめに

基本構想

基本計画

資料編

*P D C Aサイクル Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。



基本施策

6

広域行政



(1) 広域行政の推進

(担当課) 総務課

豊山町のめざす姿

近隣市町と重複する事務や、共通の課題などを広域的な視点から連携・調整し、事務の効率化を図ることによって、サービスの工夫・改善が進み、行政サービスが一層向上しています。



●目標指標	単位	現状値	目標値 2029年
①他の自治体との連携件数 (総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」による)	件	60 (2018年)	70以上

施策の進め方

協働による施策推進の考え方

広域行政に関する事業は、行政主導で事業を進めます。同時に町民の意見を積極的に取り入れ、必要に応じて具体的な連携を行い、地域の枠組みを超えた活動に発展させます。

関連する個別計画など

—

施策の内容

(1) 広域行政の推進

現状・課題

- ◆増加・複雑化した事務事業や公共施設の整備・相互利用など、複数の地方自治体が連携して実施することで、より効率的な対応が可能になります。

施策の展開方向

- ①相互補完的な広域連携を研究し、行政区域を越えた公共施設の一体的な整備や相互利用など行政サービスの向上を図ります。

主な事業

広域行政研究事業

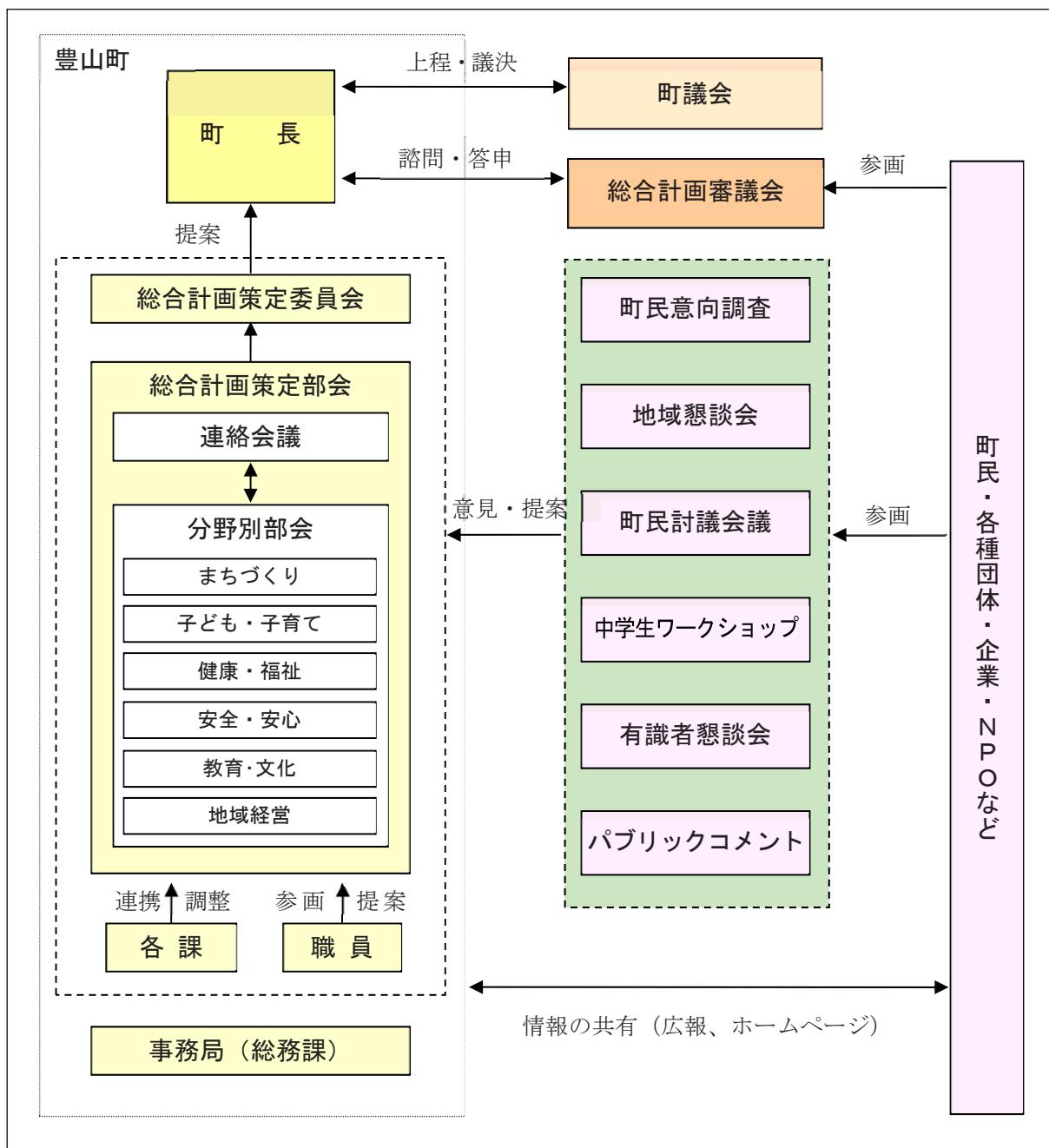
資料編

～豊山町第5次総合計画～

1 策定体制.....	112
2 SDGsについて.....	120
3 目標指標一覧	122
4 関連計画一覧	126

1 策定体制

(1) 策定体制図



(2) 質問・答申について

● 質問

30 豊総第2337号

平成30年11月7日

豊山町総合計画審議会

会長 豊田洋一様

豊山町長 服部正樹

豊山町第5次総合計画について（質問）

標記の件について、豊山町総合計画策定条例（平成30年豊山町条例第15号）第7条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

● 答申

令和元年10月15日

豊山町長 服部正樹様

豊山町総合計画審議会

会長 豊田洋一

豊山町第5次総合計画基本構想（案）について（答申）

貴職から質問された豊山町第5次総合計画基本構想（案）について、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会に質問された豊山町第5次総合計画基本構想（案）は、これから豊山町のまちづくりを進めるため、住民の意識・ニーズや町の現況・特性を把握し、まちづくりの主要課題を的確に分析しているものと認めます。また、それらの課題を克服する新たな将来像を設定し、実現を目指すための重点目標、分野別目標や指標、土地利用構想を明らかにしています。

当審議会では、質問を受けた基本構想（案）について慎重に審議を行った結果、本基本構想は適正な計画であると評価しました。

今後は、まちづくりの基本理念のもと、まちの将来像「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を実現するための具体的な施策を基本計画・実施計画に定め、取組みを力強く推進されることを要望します。

はじめに

基本構想

基本計画

資料編

(3) 豊山町総合計画審議会

●豊山町総合計画策定条例（平成30年豊山町条例第15号）

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）総合計画 基本構想及び基本計画で構成する町のまちづくりの指針をいう。

（2）基本構想 町の将来像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。

（3）基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向性及び体系を示すものをいう。

（総合計画）

第3条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

2 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

（基本構想）

第4条 町長は、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、基本構想を策定するものとする。

2 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（基本計画）

第5条 町長は、基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、基本計画を策定するものとする。

（総合計画と他の計画との整合）

第6条 町長は、個別の行政分野に係る計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

（総合計画審議会）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、豊山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更その他の総合計画に関する事項について審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（検証）

第8条 町は、総合計画の進捗状況、効果等について継続的に検証するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（豊山町総合計画審議会条例の廃止）

2 豊山町総合計画審議会条例（平成16年豊山町条例第28号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に策定されている基本構想及び基本計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

●豊山町総合計画審議会規則（平成30年豊山町規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、豊山町総合計画策定条例（平成30年豊山町条例第15号）第7条第4項の規定に基づき、豊山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から町長の諮問に係る審議が終了した日までとする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

●豊山町総合計画審議会委員名簿

順不同、敬称略

	所 属	氏 名
会 長	中部大学工学部建築学科教授	豊 田 洋 一
職 務 代理者	社会福祉協議会会长	井 上 博 司 (～令和元年8月7日) 池 山 和 徳 (令和元年8月8日～)
委 員	名古屋大学未来社会創造機構特任助教 愛知学泉大学現代マネジメント学部教授 文化協会会长 交通安全協会副会長 老人クラブ連合会会长 JA尾張中央豊場支店長 子ども会連絡協議会会长 消費生活研究グループみのり会会长 防犯協会会长 公益社団法人豊山町シルバー人材センター会長 体育協会会长 とよやま女性の会会长 JA西春日井青山支店長 豊山町商工会会長 公募 公募 三菱重工業株式会社 総務法務部名古屋総務グループ涉外担当課長 セントライ青果株式会社代表取締役社長	井 上 愛 子 堀 田 裕 子 安 藤 敏 夫 伊 藤 邁 江 崎 弘 櫛 田 和 裕 鈴 木 育 生 鈴 木 征 美 高 乗 峯 夫 寺 町 逸 視 戸 田 久 晶 中 村 百 合 子 半 谷 国 大 山 田 敏 文 竹 内 智 恵 子 渡 邊 勝 利 小 形 浩 小 坂 芳 則

●協議の経過

回	開催日	主な協議内容
第1回	平成 30 年 11 月 7 日	・ 豊山町総合計画審議会の会議運営（案） ・ 総合計画の策定の進め方・策定スケジュール ・ 町民意向調査について
第2回	平成 31 年 4 月 25 日	・ 基礎調査の中間報告 ・ 町民意向調査・町民討議会議に関する報告
第3回	令和元年 6 月 6 日	・ 第5次総合計画基本構想1次素案について
第4回	令和元年 8 月 8 日	・ 第5次総合計画基本構想案について
第5回	令和元年 10 月 15 日	・ 第5次総合計画基本構想案に係る諮問・答申 ・ 第5次総合計画基本計画案について
第6回	令和元年 11 月 27 日	・ 第5次総合計画基本計画案について
第7回	令和 2 年 1 月 24 日	・ 第5次総合計画基本計画案について

(4) 豊山町総合計画策定委員会

●豊山町総合計画策定委員会設置要綱（平成20年豊山町訓令第6号）

（設置）

第1条 豊山町総合計画の策定に関して、必要な事項の調査、研究、調整又は協議をするため、豊山町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議をする。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

（部会）

第5条 策定委員会に次の総合計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) まちづくり部会
- (2) 子ども・子育て部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 安全・安心部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 地域経営部会

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長、副部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、又は庁内公募（本町の正規職員を対象とした公募をいう。以下同じ。）に応じた職員の中から町長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じて招集し、会務を総理する。

5 部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の調査及び検討
- (2) 分野別の基本計画案の作成

6 各部会長は、策定委員会の依頼その他必要に応じて、各部会ごとの基本構想案の検討及び調整のため、策定部会連絡会議を開催する。

(関係職員の協力)

第6条 策定委員会及び部会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、総務課に置く。

2 事務局長は、総務課長をもって充てる。

3 事務局職員は、総務課企画・情報係員をもって充てる。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(総合計画策定準備会設置要綱の廃止)

2 総合計画策定準備会設置要綱（平成15年豊山町訓令第3号）は、廃止する。

附 則（平成21年4月9日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の豊山町総合計画策定委員会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月20日訓令第6号）

この訓令は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日訓令第5号）

この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

附 則（令和元年5月24日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

●豊山町総合計画策定委員会委員

<策定委員会>

区分	職名
委員長	副町長
副委員長	教育長
委 員	理事
	総務部長
	生活福祉部長
	産業建設部長
	産業建設部参事
	税務課長
	防災安全課長
	住民課長
	福祉課長
	保険課長
	建設課長
	産業・都市政策課長
	教育委員会教育参事
	教育委員会事務局長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	会計課長
	議会事務局長

はじめに

基本構想

基本計画

資料編

2 SDGsについて

(1) SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年（2015年）9月の国連総会において全会一致で採択された令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

(2) SDGsの目標

SDGsの17の目標が、自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けてどのように貢献し得るかについて、以下のとおり示されています。

目標	説明	自治体行政の役割
 1 貧困をなくそう	(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	(貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要最低限の暮らしを確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 食糧を確保する	(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	(飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	(すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
 4 良い教育をみんなに	(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	(質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	(ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	(安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多い、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

目標	説明	自治体行政の役割
	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的に信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	(働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	(インフラ、産業化、イノベーション) 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	(産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。	(人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	(住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	(つくる責任つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや4Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることができます。
	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	(気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	(海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	(陸の豊かさも守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	(平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	(パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

3 目標指標一覧

目標 1 快適で活気あふれるコンパクトなまち

基本 施策	指 標	単位	現状値	目標値
				2029 年
土地 利用	先端産業などに関する事業所の新規誘致件数	件	—	3 以上
	市街化区域内の低未利用地割合	%	14.7 (2018 年)	6.6 以下
公園・ 緑地	町民 1 人当たりの公園面積	m ²	2.9 (2018 年)	10.0 以上
	デイキャンプ場の稼働率	%	20.9 (2018 年)	25.0 以上
	航空館 100 年間入館者数	人	53,503 (2018 年)	75,000 以上
道路	道路側溝有蓋率	%	88.2 (2018 年)	92.0 以上
	自転車・歩行者用道路設置延長	m	1,591 (2018 年)	2,500 以上
	橋梁長寿命化計画に基づく予防保全率	%	88.2 (2018 年)	94.0 以上
上下 水道	下水道の普及率	%	68.0 (2018 年)	80.0 以上
	下水道の水洗化率	%	56.6 (2018 年)	60.0 以上

目標 2 自然にも人にも優しい持続可能なまち

基本 施策	指 標	単位	現状値	目標値
				2029 年
住宅・ 景観	耐震改修工事費補助延住宅数	戸	14 (2018 年)	20 以上
	空家等対策特別措置法に基づく「特定空家」の数	戸	—	0
環境 衛生・ 循環型 社会	家庭ごみ処理量	t	3,545.4 (2018 年)	3,375.9 以下
	資源化率	%	15.3 (2018 年)	16.5 以上
	不法投棄件数	件	33 (2018 年)	15 以下
自然と の共生 ・エネ ルギー	環境フェスティバル参加人数	人	1,518 (2018 年)	2,000 以上
	環境学習参加人数	人	185 (2018 年)	300 以上
	地球温暖化対策設備設置件数	件	239 (2002~ 2018 年)	450 以上
	照明の LED 化が済んだ公共施設数	施設	0 (2019 年)	14

目標3 安全・安心で住みやすさを実感できるまち

基本施策	指標	単位	現状値	目標値 2029年
交通機関	とよやまタウンバス年間利用者数	人	75,126 (2018年)	80,000以上
	空港利用促進補助の利用者数	人	1,110 (2018年)	1,275以上
消防・防災	消防団員定数に対する団員数の割合	%	100.0 (2018年)	100.0
	年間火災発生件数	件	10 (2018年)	5以下
防犯・交通安全	犯罪発生件数	件	245 (2018年)	150以下
	交通事故発生件数	件	128 (2018年)	90以下
	交通事故死亡者数	人	2 (2018年)	0

目標4 助け合い、支え合う健康であたたかなまち

基本施策	指標	単位	現状値	目標値 2029年
健康づくり	がん検診の受診率	%	30.8 (2018年)	50.0以上
	乳幼児健康診査受診率 (3か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児 健康診査)	%	98.1 (2018年)	100.0
地域福祉	ボランティア団体登録数	団体	23 (2018年)	30以上
	保育園待機児童数	人	0 (2018年)	0
子育て支援	放課後児童クラブ待機児童数	人	0 (2018年)	0
	要支援・要介護認定率	%	14.1 (2018年)	18.5以下
高齢者福祉	認知症サポーター養成講座・フォローアップ研修受講者数	人	4,046 (2018年)	5,500以上
	計画相談数	件	99 (2018年)	132以上
医療保障	特定健診受診率	%	37.7 (2018年)	60.0以上
	特定保健指導実施率	%	44.7 (2018年)	60.0以上

はじめに

基本構想

基本計画

資料編

目標5 いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち

基本施策	指標	単位	現状値	目標値 2029年
生涯学習	生涯学習講座・教室の参加者数（スポーツを除く）	人	220 (2018年)	270以上
	生涯学習ボランティアバンクの登録者数	人	33 (2018年)	40以上
家庭教育	乳幼児学級の年間受講者数	人	158 (2018年)	200以上
	ふれあいひろばの種目数(小学生)	種目	16 (2018年)	18以上
学校教育	学校施設の全整備面積の改修率	%	0 (2018年)	25以上
	特別教室の空調設置率	%	29.3 (2018年)	100
芸術・文化	お夏のときめきコンサート年間入場者数	人	161 (2018年度)	300以上
	芸術・文化活動の成果を発表する場の回数	回	2 (2018年度)	6以上
	郷土資料室における企画展の回数	回	2 (2018年)	4以上
スポーツ	スポーツ教室などへの参加者数	人	476 (2018年)	700以上
	スポーツ施設の利用件数	件	1,644 (2018年)	2,000以上

目標6 にぎわいを生み出す個性豊かなまち

基本施策	指標	単位	現状値	目標値 2029年
商工業	事業所数（全産業）	所	913 (2016年)	930以上
	町支援制度活用による新規立地事業所数	所	0 (2018年)	10以上
農業	基幹農業用ポンプの整備・更新基數	基	6.0 (2018年)	10.0以上
	基幹農業用堰の整備・更新基數	基	1.0 (2018年)	2.0以上
	耕作放棄地の面積	m ²	0.0 (2018年)	0.0
観光	県営名古屋空港利用者数	万人	90 (2018年)	95以上
	航空館 boon 年間入館者数	人	53,503 (2018年)	75,000以上

目標7 住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち

基本 施策	指 標	単位	現状値	目標値 2029年
協働	豊山町協働フォーラムの開催回数	回/年	—	1以上
	とよやまDEないと来場者数	人	3,344 (2017年)	3,800以上
	地元企業・大学との産学官連携事業の件数	件	0 (2019年)	2以上
コミュニティ	自治会への加入率	%	55.6 (2019年)	60.0以上
	地域と行政をつなぐ職員の育成事業における参加職員数（延べ人数）	人	—	30以上
交流・共生	外国人住民との懇談会開催回数	回/年	—	4以上
	姉妹地域国際交流サポーター人数	人	—	50以上
行政運営	RPA導入業務数	件	0 (2019年)	5以上
	町公式ホームページのアクセス件数	件	880,000 (2019年)	1,000,000以上
財政運営	現年課税分収納率	%	99.3 (2018年)	99.5以上
	滞納繰越分収納率	%	43.4 (2018年)	45.0以上
	新たな財源確保策	件	—	2以上
広域行政	他の自治体との連携件数（総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」による）	件	60 (2018年)	70以上

はじめに

基本構想

基本計画

資料編

4 関連計画一覧

名 称	期 間	関連する基本施策
名古屋都市計画区域マスタープラン	平成 30 年～令和 12 年	土地利用
豊山町都市計画マスタープラン	令和 2 年～令和 12 年	土地利用、公園・緑地、道路、住宅・景観
橋梁長寿命化計画	平成 26 年度～令和 5 年度	道路
名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画	平成 7 年度～令和 7 年度	上下水道
下水道全体計画	平成 9 年度～令和 7 年度	上下水道
愛知県建築物耐震改修促進計画	平成 24 年度～令和 2 年度	住宅・景観
豊山町耐震改修促進計画	平成 28 年度～令和 2 年度	住宅・景観
豊山町空家対策計画	令和 2 年度～令和 7 年度	住宅・景観
町営住宅長寿命化計画	平成 26 年度～令和 5 年度	住宅・景観
一般廃棄物処理基本計画	令和 2 年度～令和 16 年度	環境衛生・循環型社会
災害廃棄物処理計画	—	環境衛生・循環型社会
地域公共交通網形成計画	令和 2 年度～令和 7 年度	交通機関
豊山町地域防災計画	—	消防・防災
豊山町国民保護計画	—	消防・防災
豊山町業務継続計画	—	消防・防災
新川流域水害対策計画	—	消防・防災
あいち地域安全戦略 2020	—	防犯・交通安全
第 2 次とよやま健康づくり 21 計画	平成 26 年度～令和 5 年度	健康づくり

名 称	期 間	関連する基本施策
第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和元年度～令和5年度	地域福祉、障がい者福祉
第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	子育て支援
第7次介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度	高齢者福祉
第8次豊山町高齢者福祉計画	平成30年度～令和2年度	高齢者福祉
豊山町障害者福祉計画	平成27年度～令和2年度	障がい者福祉
第3期豊山町国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度	医療保障
データヘルス計画	令和2年度～令和5年度	医療保障
豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画	令和2年度～令和11年度	生涯学習、家庭教育、芸術・文化、スポーツ
社会教育センター長寿命化計画	—	生涯学習
子ども読書活動推進計画	令和3年度～令和7年度	生涯学習
豊山町教育の大綱	—	学校教育
豊山町協働のまちづくり指針	—	協働
豊山町男女共同参画社会計画	平成24年度～令和3年度	交流・共生
第5次豊山町行政改革大綱	令和2年度	行政運営
豊山町公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和8年度	財政運営

小さくてキラリと輝くまちづくり

豊山町第5次総合計画

令和2年3月

【発行】 豊山町

【編集】 豊山町 総務部 総務課

〒480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
TEL 0568-28-0001(代表) FAX 0568-29-1177
E-mail kikaku@town.toyoyama.lg.jp
URL <https://www.town.toyoyama.lg.jp>

